

平成28年第1回基山町議会（定例会）会議録（第4日）						
招集年月日	平成28年3月1日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成28年3月4日	9時30分	議長	鳥飼勝美	
及び宣告	散会	平成28年3月4日	15時44分	議長	鳥飼勝美	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	松石健児	出	8番	河野保久	出
	2番	大久保由美子	出	9番	重松一徳	出
	3番	末次明	出	10番	大山勝代	出
	4番	栗野久明	出	11番	品川義則	出
	5番	久保山義明	出	12番	松石信男	出
	6番	牧菌綾子	出	13番	鳥飼勝美	出
	7番	木村照夫	出			
会議録署名議員		11番	品川義則	12番	松石信男	
職務のため議場に出席した者の職氏名		(事務局長) 鶴田勝美		(係長) 藤田和彦		(書記) 高木英斗
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	松田一也	産業振興課長	土田竜一		
	教育長	大串和人	まちづくり課長	熊本弘樹		
	総務企画課長	酒井英良	建設課長	古賀浩		
	財政課長	城本好昭	会計管理者	木村司		
	税務課長	平野裕志	教育学習課長	内山十郎		
	住民生活課長	安永宏之	こども課保育園長	渡邊稔		
	健康福祉課長	天本正弘	まちづくり課参事	阿部一博		
	こども課長	鶴田しのぶ	教育学習課図書館長	天本洋一		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
1. 木村照夫 (1) 町内の大雪の被害について
(2) ふるさと納税の進捗状況は
(3) 町の農業と観光の展開はどうするのか
2. 久保山義明 (1) 地方創生総合戦略について
(2) 新図書館の運営について
(3) 家庭教育支援の体制について
- 日程第2 追加議案上程 提案理由説明
(議案第23号、同意第1号、議案第24号)
- 日程第3 議案第1号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の
制定について
- 日程第4 議案第2号 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び基山町職員
の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第3号 証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第5号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一
部改正について
- 日程第7 議案第6号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について
- 日程第8 議案第4号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条
例及び基山町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第7号 基山町下水道基金の設置、管理及び処分に関する条例等の一
部改正について
- 日程第10 議案第8号 基山町手数料条例の一部改正について
- 日程第11 議案第9号 基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第10号 基山町保育料徴収に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第11号 基山町立図書館設置条例の一部改正について

日程第14	議案第12号	基山町農産物加工場指定管理者の指定の期間の変更について
日程第15	議案第13号	町道の路線の認定について
日程第16	議案第14号	基山町と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する協議について
日程第17	議案第23号	基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第18	同意第1号	基山町副町長の選任につき同意を求めることについて
日程第19	議案第24号	基山町道路橋梁補修工事請負契約について
日程第20	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）
日程第21	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）
日程第22	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて（平成27年度基山町一般会計補正予算（第5号））
日程第23	議案第15号	平成27年度基山町一般会計補正予算（第6号）
日程第24	議案第16号	平成27年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第25	議案第17号	平成27年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第26	議案第18号	平成27年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第27	議案第19号	平成28年度基山町一般会計予算
日程第28	議案第20号	平成28年度基山町国民健康保険特別会計予算
日程第29	議案第21号	平成28年度基山町後期高齢者医療特別会計予算
日程第30	議案第22号	平成28年度基山町下水道事業会計予算
日程第31	報告第1号	基山町土地開発公社の事業報告について
日程第32		委員会付託

～午前9時30分 開議～

○議長（鳥飼勝美君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議します。

日程第1 一般質問

○議長（鳥飼勝美君）

日程第1. 一般質問を議題とします。

まず初めに、木村照夫議員の一般質問を行います。木村照夫議員。

○7番（木村照夫君）（登壇）

皆さんおはようございます。7番議員の木村照夫でございます。本日は3日目の一般質問でございまして、早朝から傍聴いただき、まことにありがとうございます。

松田新町長を迎え、新たな基山町を目指して一步一步前進しております。私も持続可能な基山町を目指して頑張っていく所存でございます。よろしく願いいたします。

まず、1項目めの町内の大雪の被害について質問いたします。

1月下旬の大雪は昭和38年以来の大雪と聞いております。災害は忘れたころにやってくると聞いておりますが、本当に記録的な四十数年ぶりの大雪でございました。幸いにも人身事故はなく、行政側も公道の融雪作業、除雪作業と懸命なる対応をしていただき、感謝申し上げます。

そこで、園部の山間地にあります葬祭公園の被害状況についてお伺いします。

(1)としまして、葬祭公園の被害状況を示せと。ア、葬祭建屋及び進入道路の被害状況は。イとしまして、大雪時の利用者状況はどうだったのか。ウとしまして、今後の対応策についてお伺いします。

①としまして、今後の災害発生時に葬祭公園が使用不能となった場合、他市町と連携し一部事務組合等を結べないのか。②としまして、葬祭公園に森林基幹道九千部山横断線がございます。これから入れないのか。③としまして、停電時の非常用発電機の設置等は検討しているのかについてお伺いします。

(2)としまして、農業関係の被害状況についてお伺いします。

ア、町内の農業被害は。①としまして、農産物の被害及び金額は。②としまして、農業施

設の被害及び金額は。それから、イとしまして、今後の取り組み、どう対応するかでございます。

それから、2項目めに、ふるさと納税の進捗状況は。きのうも同様のふるさと納税の取り組みについて質問がありました。私も平成26年9月議会において一般質問しました。そのときは基山町も特産品の返礼品を設けて、力を込めて、積極的に取り組みと申し上げておりました。その後の進捗状況についてお伺いします。

(1)としまして、町長はふるさと納税の取り組みについてどう思うのか。

(2)としまして、基山町のふるさと納税寄附額の推移はどうなっているのか。アとしまして、3年間、2013、2014、2015年の実績は。イとしまして、2014年に町外に寄附された税込減額はどのようになっているのか。

(3)としまして、町の特典及び一番人気のあるものから上位5点を示してほしいと。

(4)としまして、今後の進め方について、町長はどうするのか。アとしまして、ふるさと納税の進め方、イとしまして、寄附金の活用方法についてでございます。

それから、3項目めに、町の農業と観光の展開はどうするのか。農業はTPP大筋合意され、厳しい局面に向かっております。農業振興と観光リンクについてお伺いします。

(1)としまして、町内農業の振興策は何か。

(2)としまして、農業と観光をリンクさせる方策は何か。

(3)としまして、観光農園や観光レストランの展開についてお伺いします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、木村照夫議員の御質問に対して、1回目の回答をさせていただきます。

まず、1項目め、町内の大雪の被害についてということでございます。

(1)で葬祭公園の被害状況を示せ。ア、葬祭建屋及び進入道路の被害状況はということでございますが、大雪による倒木での電線の切断及び電柱の破損、積雪による道路の通行不可能の事情により、1月25日から29日にかけて葬祭公園が使用できなくなりました。葬祭公園の建屋及び敷地内の機器類についての被害はありませんでした。進入道路についても倒木撤

去後は使用に支障はございませんでした。

イ、大雪時の利用者状況はということなのですが、1月25日から1月28日の間に3件の届け出がございましたが、葬祭公園が使用できない状況でしたので、近隣の火葬場を使用させていただきよう御案内し、他施設を御利用いただきました。

ウ、今後の対応策について。①今後の災害発生時に葬祭公園が使用不可能となった場合、他市町村と連携し、一部事務組合等を結べないかということですが、基山町葬祭公園は町外の方の使用が可能となっているように、近隣の火葬場につきましても基山町の方の使用が可能であり、今回も問題なく使用できました。今後とも今回の災害のような事情によりまして基山町の葬祭公園が使用できない場合は、他の火葬場を御使用いただくよう、迅速かつ円滑な御案内をいたします。

なお、基山町葬祭公園の使用料との差額につきましては、町で補填するようしております。

②でございます。葬祭公園に森林基幹道九千部山横断線から入れないかということなのですが、基山町林道管理条例により道路を接続することは可能と考えますが、積雪のときは当然通行不能になりますし、それから多額の工事費を伴いますので、現在のところは考えておりません。

停電時の非常用発電機の設置等は検討しているかということなのですが、停電の場合には、基山町葬祭公園が使用できませんので、他の火葬場を御使用いただくように御案内いたします。また、台風や豪雨、積雪等で停電や道路の通行に支障を来すことが予想される場合につきましては、使用時間の変更等を行わせていただくことで対応していきたいと考えております。

(2)で農業関係の被害状況を示せということなのですが、ア、町内の農業被害は。①農産物の被害及び金額ということなのですが、今回の大雪被害における農産物の被害については取りまとめておりません。なお、被害調査については、通常、町単位では行わず、県の指示に基づいて行っており、今回は農業用施設の被害について取りまとめを行ったところです。

②農業施設の被害及び金額ということでございますが、農業用ハウスの被害状況は、基山町の農家24戸のハウス62棟が倒壊、半倒壊の被害を受け、被災面積が1万1,284平方メートル、約2,000万円の被害となっております。作物別には、アスパラガスハウスの被害が最も

多く、12戸、40棟で8,622平方メートル、約1,550万円の被害となっています。

イ、今後の取り組みはどうするのかということなのですが、今回の大雪被害に対し、佐賀県が施設園芸等被害対策事業として2月補正予算に要求しています。この事業では、撤去費用に加え、被災したハウスの再建費用の補助としてもいずれも県2分の1、市町村の撤去2分の1、再建が10分の1以上とされています。

基山町で再建を希望される方は、2月6日のヒアリング時点で、10農家、34棟分となっており、被災面積は6,367平米分となっています。

今後、改めて被災された農家の意向を確認し、本事業を活用し再建を図っていきたいと考えております。

なお、今回、基山町内の倒壊したハウスの撤去作業においては、JAさが東部の各支所の職員の方、農業委員会の委員、役場職員を初めとした約130名のボランティアにより、2月11日にはほとんどのハウスで撤去作業を終了することができました。改めてお礼申し上げます。

項目の2、ふるさと納税の進捗状況はということでございます。

(1)町長はふるさと納税の取り組みについてどう思うかということでございますが、基山町にとってふるさと納税の寄附金収入は重要な財源の一つであります。それとともに、基山の特産物を贈ることによって、基山の特産品の発掘や開発を進め、全国の消費者に知ってもらうという大事な意味合いも持っているものであると考えます。

基山町のふるさと納税寄附額の推移はどうなっているかということで、ア、3年間、2013年、2014年、2015年の実績でございます。まず、2013年の実績は6件、149万1,000円でございます。2014年度の実績は3件、110万2,000円でございます。そして、2015年度、途中でございますが、2,441件で6,037万7,000円、12月末までの申し込みでございます。

イ、2014年に町外に寄附された税収減額は幾らかということでございます。2014年中の町外への寄附に伴う平成27年度の個人町民税の減収額は約53万3,000円です。

(3)町の特典及び一番人気があるもの上位5点は何かということですが、一番人気がございますのは焼き豚ラーメンとカップ麺の詰め合わせでございます。第2位が巢みつ、第3位が人気カップ麺とお勧めラーメンセット、第4位が「さがほのか」、第5位がいちご大福でございます。

(4)今後の進め方について、町長はどうするのかという問いでございます。

ア、ふるさと納税の進め方でございますが、今後も基山の特産品を大事にしながら、その結果、たくさんのふるさと納税をいただければと思っています。また、28年度税制改革大綱に掲げられた企業版ふるさと納税についても寄附をいただけるような方策を考えていきたいと思っております。

イ、寄附金の活用方法についてということです。寄附金の活用方法については、基山町出身者のみならず、全国の皆様にふるさと納税でその事業を実現したい、応援したいと思っていただけるようなことを早急に考えたいと思っております。

質問事項3でございます。町の農業と観光の展開をどうするのかということでございます。

(1)町内農業の振興策は何かということでございます。観光と連携した農業振興に加え、中山間地域の所得確保には施設園芸の推進が必要と考えます。また、福岡都市圏への近接性を生かした新たな特産野菜等の導入についても検討する必要があると思われま。

さらには、今後、農業振興策等を検討するに当たり、農業展開を行う上での農産物直売所、農産加工所及び観光農園や農家レストラン等につきましては、六次産業化や自前の販路の確立のためにも同時に検討していく課題であると考えています。

(2)農業と観光をリンクさせる方策は何か。(2)と(3)は合わせて答えさせていただきたいと思ひます。(3)観光農園や観光レストランの展開についてということでございますが、合わせて答えさせていただきますと、農業と観光の親和性は高いと言われてはいますが、基山町の観光資源である大興善寺を訪れる多数の観光客や春と秋の風物詩にもなっているJRウォーキングの大勢の参加者に対して、基山の農産物や食品加工品を十分に紹介できているとは言いがたい状況です。

このため、現在、町内に観光のための散策コースの設置を考えており、そのコース上に観光資源やテーマ性と連携した農産物や食品加工品の情報提供や販路拡大の取り組みを検討していくこととしています。また、六次産業化推進の観点から、観光農園や農家レストラン等についても検討してまいります。

さらに、昨年末に基山パーキングエリアに開設しました基山ふるさと名物市場については、農産物等の販売に加え、今後は基山の魅力を発信し、町外の方々を町内へ誘導する仕掛けとしても推進してまいりたいと考えております。

1回目の回答は以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

それでは、2回目の質問に入ります。

最初1項目めの町内大雪の被害についてでございます。それで、大雪によって倒木、電線の切断及び電柱の破壊、積雪で進入不可になったんだと言っておりますが、行政側としては、これは想定内であったのか。

○議長（鳥飼勝美君）

安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

大雪でこれはもう使えなくなるなということは想定をしておりました。その段階で、他施設を使っただけ以外にないというふうに考えておりました。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

想定内であったら、なぜそれを撤去したり、管理不十分じゃなかったのですか。

○議長（鳥飼勝美君）

安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

まず、県道が通行どめになりましたので、まず現場まで行けなかったということが一番だったと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

いや、今回は大雪でそういう想定だったんだ。逆にスポット的に豪雨とか大雨で進入道路が破壊されたとか、杉やヒノキが倒れたとか、そういう局面があった場合はどうなんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

そういう場合についても通行の危険性というのは予想されますし、その後の土砂崩れとか、

そういうことが想定される場合については早目に対応をして、届け出に來られた方にも大雨の予報がありますのでということで、状況に応じて他施設の利用を促すといひますか、御案内するということになろうかと思ひます。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

そういう対応策でほかの施設を利用させてもらうというあれですね。それはわかりました。

それで、あの進入道路というのは、以前は雪が降った場合は業者がずっと除雪をした記憶があるんですけども、今はやっていない、その付近はどうなんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

以前は何か年間契約みたいな形でされてあったと思ひますけれども、もう現在は突発的な契約ということでの対応というふうになっております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

それで、公道、町道ですかね、そういう災害が発生した場合は、建設業者間との復旧作業の協定とか結ばれているのか。

○議長（鳥飼勝美君）

安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

葬祭公園の進入路の協定は独自では結んではおりません。また、今後やはり通行に支障を來すような雪の場合、霊柩車もですけども、ほかに一緒に行かれる方の安全ということを考えて、無理にそこで除雪をして、何かまだ危険性が残りながらも行ってもらう、使ってもらうよりも、やはり他の施設を利用していただいたほうが安全ではないかなというふうを考えます。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

災害全般の建設業界との協定は、機械の貸借とか、それから建設業界によるそういう倒木とかの除去、それから建設機械による災害復旧対応については協定を全体的に結んでいるところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

今回の事案はそういう協定の中で応援を求めたわけですか。

○議長（鳥飼勝美君）

安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

県道がほぼ復旧した後に、復旧といいますか、何とか通れるようになった、その後に葬祭公園のほうを建設業者のほうで除雪をしてもらっております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

いや、私も今回、25日ですね、朝早く出て見て回ったんですよ。それで、県道基山平等寺筑紫野線、あそこに除雪作業入ってましたすもんね。それで、町道もやってくれますかと言ったら、その辺曖昧やったんですね。幹線の県道やりますということで、もしよかったら町道の除雪もお願いしたいんだということを要望したいんですが、その辺の行政側としてどう指示をされたのか、その点をお伺いします。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

大雪の除雪につきましては、24日の夜、27日まで行ったわけですが、その中で中央幹線から生活道路へと移行していきましましたので、若干そういった意味で除雪がずれたというところはあるかと思いますが、基本的に26日の中までで1回目の生活道路についても除雪を行ったというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

その打ち合わせですね、どういう指示で動いているのかはつきりわからなくて、県道は県のほうが指定されたのかと思っていましたんですね。我々も生活道路も雪ありますから、みんなで集まって除雪をしたんですね。実際上まで上がれないから。私もトラクターのショベルつき持っていますから、それを持って、生活道路は共同でやったわけなんですけど、緊急時の作業指示の形態ですね、改めて今回の大雪の事故、大雨とかありますから、その辺の指示系統、災害復旧の協定を結んでいるんなら対応の仕方ですね、その辺をどうするかをお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

今回の大雪を受けまして、当然補強すべき点、あるいは今議員おっしゃるように着手が早くなるように事前に調整する等、その辺は今回の除雪の経験を踏まえて、今後、整備をしたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

もう1点ですね、九州電力が供給されておりますけれども、九州電力との災害復旧協定とか結んでいらっしゃるのか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

九電との災害復旧については結んでおりませんが、九電そのものが災害があれば迅速に対応するという事になっていると思います。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

これから電力小売の自由化とか挟んできておりますから、九州電力、売電側との復旧の協

定ですね、行政側として建物の優先順位を決められて、そういう協定を今から結ぶべきだと思いますけど、どうですかね。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

協定については、今後、締結の方向で考えていきたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

そのくらいにしまして、次に行きます。

大雪時に3件の利用者があったんだということを聞いておりますが、そのときに近隣の火葬場を案内したんだと聞きましたが、私も父を亡くして病院からの死亡届を持って役場に行きますね。それで、役場に受け付けして、火葬証明ですか、あれをいただいて、それで、何時に火葬するんだということを決めていますけれども、今回の場合、町外施設を利用してと、そういった場合は町内で火葬する場合と他市町で火葬する場合の料金とか違うと聞いておりますけど、町内と町外は金額は幾らなんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

基山町の料金で行きますと、町内の方が1万円、町外の方が5万円ということでございます。ほかの施設も町外料金と町内——町内というか、市内料金、市外料金というふうに個別に決められております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

その点で、役場で火葬証明をとりに行ったんだと。基山の施設がだめなんだと。1万円と5万円、その差額がありますね。その場合は受け付けのときに利用者は5万円、町外でやりますと。その場所で利用者が役場に払うんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

今回のような場合については、まだそういった葬祭費の差額を支給するような要綱とかが整備されておられませんでしたので、とりあえずは利用していただくしかありませんので、それが復旧まで待つていただくかですね。何日かかるかその時点ではわかりませんでしたので、とりあえずその料金を支払っていただいて、領収書だけは保管していただくようにということをお伝えしていました。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

やはり町内の施設が利用不可なんだという場合は、1万円いただいて、その場所で補填してやると、それが本来じゃないですか。

○議長（鳥飼勝美君）

安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

今回につきましては、そういう要綱を整備しておけばよかったですけれども、そういうのがございませんでしたので、こういった対応になったということございませぬ。ただ、それについては、やはり別に協定とかを小郡市さんとか鳥栖市さんと結んでおかないと、そういった利用の仕方については難しいんじゃないかなというふうに思いますし、今後頻繁に発生することでもございませぬので、その辺についての対応については今後検討していきたいというふうに思います。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

そういう意味で、基山町内の火葬場は使えるんだとした場合、いや、私は小郡があそこは斎場もあるし、すぐ横は火葬場やけん、あそこを使いたいんだと、その点ですね。1万円でもいいのか、5万円要るのかね。町内の火葬場を使えるよと。いや、でもあそこは山の中だから行けないと。いや、小郡のほうへ真っすぐ通ってしたが早いと、そうなった場合はどう許可するのか、役場としては。

○議長（鳥飼勝美君）

安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

現在でも基山町外の火葬場については、町外使用料金をその使用料を払っていただければ使用は可能というふうになっております。ただ、火葬料の補填をする場合については、あくまでも基山町の葬祭公園が、例えば、何らかの事故とか改修、故障、そういった場合に、こちら側の責任といたしますか、そういうときに使えない場合に補填をするということで要綱は制定しております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

そこの辺を町民、住民の皆さんに明確に連絡しておかないと、またトラブルのもと、今から高齢化になっていくでしょう。お客さんもふえていく。誰でもあそこに1回行かないかとやけんですね、生きていけばね。改めてそこの辺を整理されて、町民の皆さんに連絡してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

そういったことを広報でお知らせするのもいいかと思えますけれども、なかなかそういう場に遭遇するということは滅多にはないことでありますので、やはり届け出があったときに十分に説明をしたいというふうに思います。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

いや、そこたい、住民サービスというのはね。行政はそう思っているかわからんけど、町民は思っていないんですよ、実態ね。滅多に行かない、ないほうがいいよ。でも、人間生きとるんやったら、いつかはお世話にならないかとだからね。だから、今の若い人なんかも知らない。だから、お父さん、お母さんを亡くした場合、悲しみの中で手続に来るんですからね。私も1回父親を亡くして来たんですけど、保険証持ってこい、何々持ってこいとか言

われて、もう気は動転してくるんですよ。そういう住民サービスの第一歩だと思いますけど、松田新町長、どう思いますか。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

住民サービスは重要なことだと思うんですが、一方で逆に混乱させるとまずいので、今の話はうまく伝えないと、逆によそでやるときには基山町が補填するよととられたら終わりなので、そうじゃ絶対ありませんので、そういう補填は一切いたしませんので、そこをどういうふうに表現して伝えていくかという工夫が必要かというふうに思います。担当課長も多分今その工夫が頭の中で浮かばなかったもので、今の答弁になったと思うので、その工夫をしていくということになるかなというふうに思います。はっきり言っておきますが、小郡でやりたいんで補填してくださいという通常の話は一切これは考えておりませんので、あくまでも基山のが使えなくなったケースということで、そういう場合はどう周知するかというのを今後工夫していきたいというふうに思います。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

それは今後の大きなテーマだと思いますね。それはよく勉強されて、町民の納得いくようにお願いしたいと思います。

それから、あの進入道路狭いんだと、3メートルですね。左はずっと谷、右はずっと山であって、さっき言われた想定内だと。倒木なんかは。そしたらスーパー林道、10メートル道路ありますね。あれは吉野ヶ里まで行きますね。あの大きな道を使って、もう橋はあそこに5メートルかそのくらいあります。すぐ葬祭公園の土地がございます。あそこに橋をかけて安全な通行帯をつくってはどうかと。工事負担かかりますと。やはり公共施設は2方向から入らないかと。1道じゃそういう倒木が想定されますから。そしたら公共施設は使えないと。ちょうどいいタイミングで林道が走っております。なぜ高いからつくらないんだと。今後の大雪だけじゃない、大雨あります。そういう面で、コスト的にお金がかかるから、町長もいいよと言われておりますけれども、公共施設の大事な施設ですから、その点は一考できないでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

この質問をいただいて、じゃ、実際どれぐらいかかるかというシミュレーションをしましたがけれども、正直、例えば、小郡とかほかのところに補填して、多分何百年分ぐらい補填代が出せるかなというふうに思いましたので、現段階では考えていないというふうなお答えをさせていただきました。加えてあれだけの大雪のときには多分林道自体も使えなくなる可能性が非常に高いのです。今回、3件の他施設利用はたしか鳥栖が2件と久留米だったと思います。久留米は病院からそのまま行ったというパターンで、鳥栖に2件行けたと。ほとんど鳥栖も基山も変わらないぐらいの山の中かと思っていたんですけど、いかに基山が雪が多いかというのを認識させられたので、その辺も含めて想定内、想定外の話はありますが、やっぱり基山想定というのは通常の想定よりもはるかに上に上げとかなきゃいけないんじゃないかなと思っております。だから、むしろ想定をもうちょっと上に上げるということをするのが今後の災害対策にとって一番大事なんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

いや、橋の問題もそうなんですけれども、非常用発電機ないんだと。いや、私思ってね、あんな山の中に知り合いいっぱいいて、高圧電線が行っております。もし焼却処理中に停電でもしたら本当に大変やろうなと思って、予備発電機とかどうかということを申し上げたんですよね。それは100万分の1の確率かもわかりませんが、そういう方策もしてほしいと思っておりました。

それで、佐賀県東部土木事務所が入りまして、土砂災害警戒区域を指定されましたですね、レッドゾーン、イエローゾーンと。2区、1区、4区、6区と今進んでおりますけれども、2区の地域は公表されておまして、レッドゾーン、イエローゾーン、はっきり指定されております。あの上、柿ノ原地区ございましたですね。以前、土砂災害で集団移転をしております。1戸だけ残っておりますけれども、あの地域は危険なんだよということで集団移転しておりますが、あの葬祭公園の界限、進入道路含めて、そういう指定の区域を受けていないのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

指定につきましては、多分レッドゾーンではなかったと思いますので、レッドゾーンの指定は受けていないと思います。（「イエローゾーンでしょう」と呼ぶ者あり）イエローゾーンですね。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

いや、それであそこはイエローゾーンじゃんね、レッドゾーンじゃない。レッドゾーンは指定されたら上に何か構築物、砂防ダムとかつくりなさいと。そういった公共施設とか民家、改造なんかするんであればいろんな指定がございますね。そういうイエローゾーンでも危険区域ですもんね。サッカーで1試合ではレッドゾーン退場ばってん、イエローゾーンは1回、2回目と。雪ばかりじゃない、大雨、今はスポット豪雨がある、そういう対応策は検討されたことがございますか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

砂防ダム等の検討については、検討の要望は行ってはおりません。今、基山町内で計画があるのがここ5年ぐらいで2カ所ぐらいだったと思いますけれども、近年で住宅に関する場所について整備をされる予定にはなっております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

そこで、老朽化、築40年、長寿命化計画と耐火レンガとか土台の部分の補修でやっていくんだということを資料を見ますと書いてあります。火葬場の老朽化どうするのか、大きな問題でございます。きのう牧菌議員も言うておられました他市町との連携、一部事務組合つくろうとか。町長が申し上げておりました広域消防あるんだ、ごみがあるんだ、下水道があるんだ、上水道がありますと。もう一遍火葬場を広域連携に上げてもらえないのでしょうか。

他市町との話し合いをされて、その点はいかがでしょう。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

広域でやるのがいい場合と悪い場合がものによってあるんじゃないかなと思っていて、火葬場については、多分今まずコスト面で考えれば、今と広域でやるので考えると、相当コストはアップすることが想定されます。そういう意味でいうと、できるだけ単独でやれるものはやっとながらいいなというのが私考えておまして、そういう意味では、その中で葬祭場についての広域化は、今の段階では私は考えておりません。今後検討するかといわれれば、当然もう一回シミュレーションはしてみますけど、一度目のシミュレーションでは相当高くてつくということになっておりますので、広域でやるといういろいろな問題点も出てくるので、先ほど言った5つの広域、それに消防も入りますでしょうけど、必ずしも全部広域がいい場合でないものも、歯切れは悪いですが、ありますので、そこはちょっと慎重に考えたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

本当にどの地方団体も老朽化対策、長寿命化。それはそうでしょうね、高度成長時代にみんなどこでもつくったんだから。国も言っているでしょう、広域連携でしてくださいと。全て更新じゃないんだと。お金がかかります。今から先ね、どこでも40年、50年の構築物いっぱいございますよ。これは国が指導しているごと、広域でやれることは広域でやってほしいんだと、それは当然の考えだと思いますよ。もう高齢化、福祉のお金が要ります。老朽化はみんな建て直し。補修しとったら金がない。この火葬場の問題、鳥栖ともいろいろもめて聞いておりますが、松田町長ならやれると。小都市、大刀洗町、安丸国勝町長とかもいろんな結びがあると。逆に小都市の火葬場にも相談してですよ、近いからさ。どうですか、一踏ん張り。町長。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

県を超える連携も見たいは比較的何でもきれいに見えるんですが、いざ連携するときにはやっぱりいろいろな問題点もありますので、じゃ、お答えといたしましては、慎重に慎重に検討したいと思います。本当にこういうのはそういうのが先立つと非常にまずいので、わかっていたいただきたいのは、全てが広域がいいのかというと、そうでもないというところもあると、ちょっと歯切れは悪いですが、そこも言葉の真意を少し御理解いただくとうれしいかなというふうに思っております。またそういう意味じゃ慎重に検討させていただきたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

慎重に丁寧に検討をお願いします。

それでは、次に行きます。

農業関係の被害状況ですね。今回は施設園芸、施設のほうは取りまとめましたと。農産物の被害についてはまとめていないと。この理由をお願いしたい。何で農産物はしないのか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

まず、一般論としてお答えしますけれども、通常、被害調査につきましては町単独で行うということはほぼありません。今回も県の指示に基づいて行っておりまして、今回、農業用施設ということになっております。あともう1つ、その中で農産物被害を行っていないというのは、今現在、冬場でございますので、露地野菜等を含めて、そういう大きなものがなかったという観点でそこはなっていないのではないかと考えています。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

いや、本来ならね、将来の参考資料としてとるべきじゃないかなと。JAと一緒に共同で調べるとかね、基山町のためによ。県が言わないからじゃなくて、本当にこの大雪で農産物に被害があったのか、なかったのか、そういう調査をすべきじゃないですか、行政側として。県が言わない今、その推論だけで本当にいいのかなと思っております。それこそ再調査し

ていくべきと思いますけど、いかがなものか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

これもちょっと一般論でお答えしますが、被害調査等を行う場合については、その後の復旧なり災害対策等に使う基礎として行うものだろうと思っております。それで、農産物の被害等について取りまとめを行うべきという御意見はわかるんですけども、御理解いただきたいのは、同時にその折には、今回、ハウス被害対策であったり、林道の通行を再開するための対応であったり、そういうものに対して優先的に労力を割いておりますので、何を優先するかという問題も含まれますけれども、そういう部分で今回行ってないという点です。

それと、一般的に被害をずっと町単独で取りまとめていくにしても、その際の被害単価をどう積算するかとか、そういうものについては、やはり国なり県に準拠して行うべきところがございますので、統一的なところから含めても今回のものについては行う予定はございません。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

わかりました。農業ハウスの被害が出ております。山口県知事も東京の出張の折に現場視察されました。松田町長も県庁へ表敬訪問された。そのときにこのハウス施設の被害の話もされましたでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

知事との話の中では、その話はこの前おいでになりましたよねという話ぐらいでしたが、担当の園芸課長のところに行ってお礼を言いつつ、今後とも御支援をお願いしますという、そういう感じの打ち合わせをさせていただきました。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

いやですね、基山町も不祥事で県会議員を今失っております。やはりそのかわりをしてもらうのは松田町長と思うわけですね。わざわざ県知事が現場に来てもらってね、そういうお言葉ばいただけたなと本当に思いました。ちょうど私も山口知事の迎えのとき、家が近くですから、現場でお会いしました。そのときすぐ車をおりてきて、私のところに来られたんですね。いや、私はここの経営者じゃないと、こちらよとお話ししまして、最後帰られるとき、基山には何も佐賀県の施設がないんだと。あるのは県道と本桜団地ぐらいと、県営ね。こういうとき早期に対応をしてくださいと、にこっと笑って車に乗られましたけれども、やはり松田町長は、基山町は県議がないんだと、そのかわりにも大いに県とのパイプ役をやってほしいと思います。新しいエースの松田町長でございますから、よろしくお願いします。

それで、佐賀県も補正予算、1億9,800万円ですかね、取り組んでいらっしゃいます。基山町の再建ですね、要するに被害にあったハウスを再建するんだ、その割合、全ての再建ではないとでしょう。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

町長の答弁にも書いてありますけれども、今現在、2月6日の段階で意向調査、ヒアリングをさせていただいたところ、10農家で34棟分となっております。それで、全てのものについて再建できるかどうかというよりも、一つ御理解いただきたいのは、アスパラガスの農家含めまして、高齢の方が営んでおられるところも多いところです。それで、これを機にやめるといような方、特に70代の方について、何が何でも再建してくださいというのがいいのかどうかというようなところは考えております。そういうところについては、実際に再建はしなくても、きちんと今回ボランティア含めまして撤去は行われておりますので、利用権の設定等で俗に言う担い手であったり、規模を拡大したりというような方に貸し出していただくようなところを含めて対応していきたいと思っています。

それと、県の今回の補正予算の説明が来週11日にございますので、それを受けて、執行のあり方含めまして農家の方に説明をして、再度意向を確認したいと思っています。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

アスパラガスは基山の特産品ですね。皆さん御存じだと思いますけれども、鳥栖基山農協時代ですね、北海道からホワイトアスパラを導入して、最初トンネルでやったんですね。それからこの施設園芸のハウスになったわけなんですけど、私も親と一緒に15年ほどアスパラ栽培をしまして、いろんな苦勞があったし、本当に基山町の錢になる、もうけになる産物なんですよね。今までも自分たちの時代でハウスが150万円と1年間に植えれば150万円の収穫がありました。今どのくらいかわからんけどですね。そういうあれだから、絶対この鳥栖、基山のアスパラガス、これは今後も継続してほしいわけですね。先ほど課長が申し上げたとおり、高齢化、それはわかっております。この高齢化に適した農産物なんです、これね。だから、全て復旧されて、次の担い手に貸してほしいと、そういう方策を基山町も応援してほしいなど。県が1億9,800万円予算つくっておりますからね。補正中なんですけど、これを利用して全て再建するんだと。そして、次の担い手に貸すんだという意欲を示してほしい。松田町長どう思いますか。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

再建にはそういう支援だけではなくて、再建する方自体のまたやる気とか、気持ちなんかも入らないとなかなか再建になっていかないと思いますので、そこらあたりはその辺のバランスをとりながら支援策を考えていくのではないかというふうに考えます。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

はい、よろしくお願いします。

次に参ります。

ふるさと納税の進捗状況ですね。松田町長、農産物の基山の特産品発掘、開発に本当に期待しておりますけれども、有望なものがアイデアとして浮かんでいるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

これからさらに今、今も例えば、ここの5番目にありますいちご大福、店の名前言わなくてもわかると思いますが、これが5番目にくるとは思っていませんでしたので、そういう意味では、いろいろ研究して、きのうもお答えしたんですが、7月に向けてさらにバージョンアップしたいと。基山ならではのものを集めていきたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

いや、それでね、次行きましようかね。本当に何が一番好評なのかとね。一番好評が焼き豚ラーメンとカップ麺の詰め合わせ、第2位が単蜜、これ意外と思いましたですね。基山町には蜂蜜を製造かな、養蜂かな、している方は何人いらっしゃるんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

ここに掲載させていただいていますのは、実際は鳥栖の事業者でございますけれども、採蜜をするために基山町の田畑でレンゲとか、そういうものを通じて採蜜を行っている事業者でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

いや、この蜂蜜は人気なんだと。確かに宮浦の陣屋付近に入ったらありますもんね、蜂注意か何か書いて。あそこかなと思ってですね。いや、この蜂蜜というのは、基山町御存じのように自然豊かでしょう。養蜂業は花が咲いて、北海道からずっとあつていくあれじゃないからですね、ニホンミツバチをすれば。本当にこれは高齢者、中山間地にいいなと。蜂蜜のかごをね。そういういいお客さんの人気と生産者がマッチングするんじゃないかなと思いますけど、いかがでしょうかね。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

まず、この蜂蜜が人気の理由は国産が100%ということのを売りにしているということです

ね。それと、実際に高齢の方にマッチングするんじゃないかというお話は、多分それはニホンミツバチの話だと思いますので、今、養蜂業として展開されている部分については、やっぱり養蜂業は難しいと思います。ただ、ここは今からどう進めていくかの部分なんですけど、実際農家の方と養蜂業者と私話しているのは、観光と結びつけて、例えば、菜の花であったり、レンゲを農家の方が生産調整対策として植えられないかと。そこに養蜂箱を巣箱をかけていただいて、その採蜜によって生産を拡大できないかということ、それと養蜂業者に対して申し上げているのは、そのためのレンゲの種子であったり、そういうものを例えば、熊本では、養蜂協会のほうからそういう部分での種子の補填がございまして、そういうものを考えてくれないかというお話は今しているところです。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

私もホームページを見たらありました、ニホンミツバチの飼育の方法とね。これはいいなと思ってね。基山は自然が豊かだと皆さん思っている。高齢化が進む。耕作地にレンゲ植えたり菜の花植えたり、これはいいアイデアと、こういう方式もいいなと。こういう展開する場合、JA、農協がございまして。農協とのコラボ、ほとんど農家の方は農業組合の一員でございましてから、そこの辺の調整って六次産業化の場合はどう対応しているのか、JAとですね。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

農協とのコラボの部分につきましては、まず、昨年設立しました産業振興協議会の中に農協基山支所の支所長または青年部長、婦人部長のほうも参画いただいているところでございます。それと、やっぱりいろんな意味で基山の産業振興のところが動き始めたということで、逆にいろんな農家の方から御提案という形で持ち込まれる部分も今徐々にですけれども、出てきておりますので、そういうものを形としていければいいなというふうに思っています。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

それでね、視察に行きました、芦北町にですね。そしたらメインがJAと、六次産業化はJA事業そのものだと。盛んにミカンとか、御存じでしょうがね、やっぱり基山町もうまくJAと絡んで、今リーダー的なことを役場はなされております。そういうのも大事です。一緒にコラボで末端の組合員まで浸透していくんだと、そういう方向でお願いしたいと思います。松田町長、いかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、現状、一般論というか、現状を申し上げますと、JAが主体となった六次産業化の取り組みは熊本、宮崎、鹿児島では物すごく多いんですけど、残念ながら佐賀県ではほとんどゼロだったと思います。だから、そういう意味では、うちの支所も当然佐賀県の中のものですから、支所にだけ言ってもそれはならない、支所とうちが連携してもそれはならないと思うので、もうちょっと抜本的に県に対してまたお願いなりしていかないと、今の芦北、まさに熊本、鹿児島、宮崎の一つの熊本もすごく有名なところがございますので、だから、その違いだけは、ベースの違いだから御理解いただいた上で、これからそれをどうやってうまく持っていくかという、そういう話になるかと思えます。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

あと寄附金の活用方法なんですね。ここをどう使うんだと。寄附のいろんなメニューがございますね。何に使ってくださいとか。一番町側にこの寄附金は何に使ってくださいと、「がばよか基山、みんなでつくるばい」とか、「基山のがばよかここ次世代に」と、そのどこにこの寄附金の内容、これに使ってくださいという項目は書いてございますか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

今は特産品を贈呈するときにその分は変更いたしまして、5項目、協働のまちづくりから自治体にお任せまで5項目で分けております。6,000万円の内訳をここで申しますと、協働のまちづくりに600万円、地域福祉に1,000万円、地域文化に300万円、自然環境に1,000万円、

自治体にお任せで約3,000万円というふうに寄附をいただいております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

そこは寄附をもらったと、一過性のもの、いつも町長言っていますけど、やはり効果的なほうにお金は使うべきだと思います。上峰町とかは全然別格なんですけどね。

松田町長、ふるさと納税の目標額とか、適当とは言われたい、多ければよからうばってんですね、あとは人件費、人を入れたりせないかんから、目標額はどのくらいですかね。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

多分議事録に残っていると思いますが、去年に3,000万円を一応目標にしたいと言った記憶がございます。途中までが1,000万円だったんですけど、キングダム絡みのグッズで急にあれして、最終的には6,000万円を超えているというところなので、今後の魅力あるそういう製品、基山町らしくて、しかも魅力あるやつを集めていければ、逆に言えば、キングダムもどう続けていくかも結構難しくあるんで、そういうのを考えていけば、ことしプラス少しでも上乗せできるように努力していくということになるかなというふうに思います。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

いや、本来ならばね、返礼品じゃなくて、本当に基山町を出た人、関東、関西で働いている人いっぱいいらっしゃいます。その中で基山町にいる自分たちは、おじいちゃん、おばあちゃんところへ盆正月帰ってきますね。そのとき基山町はこんなしよるよと。彼らはもう60、70、80歳になったら帰りたいけど基山へ帰れんいろんな理由がありますから、そういうPRを基山町民全体がすべきと思うんです。返礼品のあれもいいよ。本来のふるさと納税の目的を持って、そういうPRはしていくべきだと。前回も言っていましたけど、それが本来の目的じゃないかな。基山に帰りたいけど帰れないような環境にいらっしゃるからですね、そういう方面にもPRをしてほしい。いかがなものでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

ふるさと納税とあわせて、つい最近始めた通販、基山通販、これは結構の品目がふるさと納税とかぶりますので、これは今試しに首都圏の基山出身者のSNSグループに投げ込んでみましたけど、結構やっぱり反応がいいので、いろいろな方法で、おっしゃるようにふるさと納税もいいけど、通販のほうがはるかに直接的にふるさととつながると思いますので、次年度以降はふるさと納税とこの通販をある程度セットで考えていくようなふうに考えていきたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

もう時間がありませんので、次に行きます。

3項目めの町の農業と観光の展開ですね。やはりどう考えても1次産業が基盤と思います。物をつくって、物をつくるの大事。それを加工して販売するわけなんですけれども、基山町の問題もきのう出ましたけれども、第2種兼業農家が多いんだと、基山町はね。その局面で考えると、どういう作物をつくってもらうのか、これを生かしてどう展開するのか、大きな課題だと思いますけれども、いいアイデア、もし何かあったらですね、課長でもいいから教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

アイデアというのは今のところ何というのはないんですが、きのう、商業の振興のところで申し上げましたように、まず、観光なりイベントで人を呼び込んで、そこに需要を発生させて、それを見越して、それぞれの農家であったり商工業の方がこういうのを売りたいというような、そういうものが湧き上がってくるような施策を進めるべきだというふうに考えています。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

ありがとうございます。本当に基山町をよくするためにみんなで汗をかいて頑張りましょう。これで終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で木村照夫議員の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩します。

～午前10時40分 休憩～

～午前10時50分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開し、次に久保山義明議員の一般質問を行います。久保山義明議員。

○5番（久保山義明君）（登壇）

皆様おはようございます。5番議員の久保山義明でございます。議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従い3項目、質問をさせていただきます。

その前にまず、傍聴にお越しの皆様、お越しいただき感謝申し上げます。今議会、最後の一般質問でございます。どうか最後までよろしく願いいたします。

質問に入ります前にまずは、町長、御就任おめでとうございます。まさに激動の時代に基山町政のトップに立つことを決意されましたことに、敬意を評します。また、今議会では、検討するという答弁が非常に多く、ある意味期待が持てる答弁にうれしく思っています。議会としても、これらの検討の結果を改めて問いただすことが問われていると思っています。

また、町長としてトップに立つということは、町民が主役ということ意識すれば逆三角形の一番下に位置するということを意味します。と同時に、私自身への自戒を含めて申しますと、仕事とは、仲間を気遣いながら、主体的に、能動的にかかわって、意見を交換して判断をして、結果を出して、将来のビジョンを示しながら周りの不安を取り除く途方もなく地道な作業の積み重ねだと思います。1人のできることは限られています。チームで共同するならば、自分自身がまずは求められる、つまり、信頼される存在になろうと、過酷な努力をしなくてはならないと考えます。松田町長には、釈迦に説法でしょうが、理論理屈だけで人は動きません。私の政治信条でもある「情の上に理」という言葉をお贈りし、質問に入らせていただきます。

まず、1項目め、地方創世総合戦略についてお尋ねいたします。

昨年10月に提出されました基山町まち・ひと・しごと総合戦略が策定され、いよいよ来年

度からの本格的な事業実施がスタートすると思われます。しかしながら、昨年3月議会に、補正予算、追加議案に、繰越明許費として議会の議決を得た平成26年度地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金、約5,000万円の執行状況をないがしろにしたまま次の事業実施に移ることは、議会としても容認するわけにはいかない状況であります。

そこで、次の質問をさせていただきます。

要旨の(1)平成26年度に作成された地方創世先行型（地域活性化分）における事業内容一覧表の今後の方向性をお示してください。

(2)また、この地方創世先行型におけるK P I 指標の検証をいつ、どのように行うのか、お示してください。

(3)平成28年度からの新型交付金の概要——これは、つなぎ交付金でもある加速化交付金とあわせて通告をしていましたが、通告後に資料が配付され、また、本会議初日に町長から追加議案の可能性を示されました。よって、議案に係ることであるため一般質問ができません。よって、この(3)の答弁は求めません。

次に、2項目めですが、新図書館の運営についてお尋ねいたします。

ようやくサービス計画が、パブリックコメントまでたどり着きました。恐らく本日公表されていると思います。本来であるならば、新館長もサービス計画、つまり管理運営計画も建設前に提示されるべきという私の概念は受け入れていただけませんでした。オープン予定間近となった今、幾つか確認をさせていただきたいと思っています。

要旨の(1)、通告後にサービス計画が提出されたため確認はしていますが、あえて質問をさせていただきます。新図書館サービス計画についての概要と主な事項をお示してください。

(2)新図書館の年間利用者をどの程度見込んでいるのか、お示してください。

(3)、これが、これからの図書館運営で最も大切な事項かもしれません——地域資料のアーカイブを初め、その拠点となるべく施策をどのようにお考えか、お答えください。

最後の項目です。過去にも行ってきましたが、相変わらず、どこがどのような施策を持って取り組んでいるのか、見えてきません。全ての教育の基礎となるはずの家庭教育について、その支援体制をお尋ねいたします。

要旨の(1)家庭教育に係る施策と事業名をお答えください。

(2)家庭教育に係る職種等をお示してください。

(3)今後、どのような方向性を持って取り組んでいるか、その方向性をお示してください。

さきの12月議会でも、議会での発言について苦言を言わせていただきましたが、ここは町なかの会議室ではありません。基山町の大切な税の使い道、町民の福祉の向上、安全・安心等についての決定機関である本会議場です。中には、過去の発言等を捉えた質問となるかもしれませんが、それだけこの場での言葉は大事だと思っています。御了承いただき、以上で1回目の質問といたします。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

いよいよ最後の一般質問になりました。最初の議会で、やっとたどり着いたという気持ちでいっぱいです。

それでは、久保山義明議員の御質問に対して、1項目めと3項目めを私のほうから回答をさせていただいて、2項目めを教育長から回答をしていただきたいと思いますと思っています。

それでは、まず、1項目めの地方創世総合戦略についてということで、(1)平成26年度に作成されて地方創世先行型における事業内容の現状と今後の方向性を示せという、そういうことでございます。

平成26年度地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業の地方創世先行型につきましては、5事業を取り組んでおります。

その5事業なんですけれども、1つ目は、基山町総合戦略策定事業につきましては、8月に基山町まち・ひと・しごと創世推進会議を発足し、10月まで御議論いただき、10月29日に基山町まち・ひと・しごと創世総合戦略及び基山町人口ビジョンを作成しました。また、中心市街地空きスペース調査として、基山町内の公有地及び民有地17カ所並びに市街化区域内残存農地の利活用の促進を図るため、土地の利用状況を把握するとともに、利用促進に向けた課題及び方針を検討することを目的とした調査をしています。

2つ目の、基山パーキングエリアふるさと応援市場の運営事業につきましては、基山パーキングエリアふるさと名物市場を、昨年12月5日にオープンし、現在、12業者、約50品目で営業を行っております。

3つ目の宅配・基山LLP協議会事業につきましては、宅配事業を基山健康宅配として3月中旬に10事業者で立ち上げるため、現在取り組んでいます。

4つ目の六次産業化推進プロジェクト事業につきましては、販路開拓のため、博多ファー

マーズマーケットへの出店を初め、各種イベントへの参加や六次産品の試作品の開発に取り組みました。

5つ目の、SGK人材を活用した地域活性化事業につきましては、12月10日にSGKプロジェクトの活動拠点になる基山SGK交流プラザを開設か、各部会の事業の実施に向けて活動を進めているところでございます。

現在、地方創世事業として取り組んでおります各事業につきましては、町内事業者の新たな販路開拓や顧客拡大として産業振興事業や経験豊かなシニア層による地域活性化事業であるため、今後も継続して取り組んでまいります。

(2)この地方創世先行型におけるKPI指標の検証をいつ、どのように行うのか示せということでございますが、総合戦略につきましては、効果検証の客観性を担保するため、施策ごとに重要業績評価指標、いわゆるKPIを設定し、目標や施策等の効果について外部委員による検証機関として、基山町まち・ひと・しごと創世推進会議において検証することとしております。各事業の検証は5月までに行い、その後、基山町まち・ひと・しごと創世推進会議の審議を経て、平成28年度以降の事業展開に反映させてまいります。

3項目めの、家庭教育支援体制についてということでございますけれども、(1)家庭教育に係る施策と事業名を示せということなんですけれども、文科省では、社会全体を支え合う家庭教育支援の取り組みを推進し、地域の家庭教育支援チーム活動の応援や早寝早起き朝ごはん運動を行っていますが、基山町では現在、家庭教育に係る施策等事業は行っておりません。

(2)家庭教育に係る職種等を示せということなんですけれども、職種というより、家庭教育支援にかかわる人たちとして、子育て経験者、教育経験者、それから民生委員・児童委員、それから保健師、ソーシャルワーカー、子育てサポーターなどが考えられます。また、佐賀県で養成されている家庭教育相談員、子育て支援従事者などもあります。

(3)今後、どのような方向性を持って取り組んでいくか、その方向性を示せということでございます。

家庭教育支援は、家庭教育を行う保護者を支援することで、子育て支援と同様に、地域全体で支え合うことが必要だと考えます。まずは、情報提供、学習機会の提供、相談対応を行い、支援体制の構築を図っていただけるよう取り組んでいきたいと考えます。

以上で、私のほうの1回目の答弁を終了します。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

2項目めの、新図書館の運営についてという項目についてお答えいたします。

(1)新図書館サービス計画についての概要と主な事項を示せということです。新しい基山町立図書館サービス計画については、基山町立図書館協議会に諮り作成しています。

まず、図書館は、赤ちゃんからお年寄りまで全ての人々に読書の喜びを伝え、本と触れ合いながら、学ぶ楽しさを伝える基山町の文化活動の拠点と位置づけています。

サービスの基本コンセプトとして、「“町の文化的情報（知・学・交流）の拠点”～「人づくり」・「まちづくり」のサポート～」として捉え、(1)町民の文化的な生活環境の向上のための情報を提供する、(2)町（郷土）の歴史に関する情報を提供する。(3)町民の生涯学習の場を提供する、(4)町民の「交流の場」を提供する、等のサービスを提供することにしていきます。

また、開館時間については、午前9時から午後6時と、現在より1時間延長することにしていきます。休館日については、これまで毎月月末に図書館整理日として休館していたものを、開館しながら作業を進め、祭日明けの火曜日を開館するなどから、年間の開会日数をこれまでより15日程度多く開館することにしていきます。

具体的なサービスについては、ブックスタート事業、セカンドブックプレゼント事業、予約リクエストサービスなどがあります。

これからも、町民の皆様の御要望に応じたサービスを提供していきたいと考えております。

(2)新図書館の年間利用者数をどの程度見込んでいるのかということですが、図書館のこれまでの年間利用者数は把握できておりませんので、本の貸し出し人数の年度別総数では、平成24年度が2万3,667人、平成25年度が2万4,256人、平成26年度が、2万3,597名となっており、3年間の平均貸し出し人数は2万3,840人となっております。

近隣図書館の新規開館時の年間利用者数が、前年度利用者数の約2倍となっていることや2月7日の日曜日に行われました新図書館の内覧会に400人ほどの方が来られ、住民の方々の新図書館に対する期待と関心の高さをうかがうことができることから、これまでの年間利用者数の約2倍の4万7,000人の利用を考えております。

(3)地域資料のアーカイブを初め、その拠点となるべく施策をどのように考えるかという

ことです。地域資料の中でも、特に古文書や古地図、古写真など、劣化しやすい資料をデジタルデータとして保存し、後世へ伝えることや、住民がデジタル情報を検索して利用できるようにすることは大切だと考えており、新しい図書館で検討していきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

それでは、2回目以降の質問は一問一答でお願いいたします。

まず、昨年3月の地方創世先行型、10月に作成された総合戦略5カ年計画、そして、新型交付金までのつなぎである加速化交付金、基山町の未来を担う非常に重要な、そして大切な計画であります。

そこで松田町長、この地方創世にかける思いを、町民の皆様に向けてメッセージをお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

基山町は、今まさにぎりぎりのところまできている、そういう状況だというふうに思っております。この窮地を乗り越えて、基山町がまた再び輝いてさらなる発展を遂げるために必要なのが地方創世事業だというふうに思っております。町民の方々のニーズをこれからさらに吸い上げていって、さらにそれを一緒に連携して、町民の皆さんと一緒に協働してやっていけるような地方創世事業にまた今後、今のものを拡充していきたいし、また新しい地方創世事業を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ありがとうございました。では、(1)(2)は関連性が高いため、あわせて質問をさせていただきます。

まず、総務企画課長にお尋ねいたします。

先行方に絞って質問をさせていただきますが、この1年間を振り返っての感想をお願いい

たします。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

まず、この1年間を振り返ってですけれども、今、町長が言われましたように、今、基山町にとっては非常にここ10年が大事な時期というふうに私も考えております。その中で、今後の基山町の将来を見据えた政策ということで、地方創世事業ということで今回、総合戦略を策定いたしましたわけでございます。今後、この総合戦略に沿って事業を進めて、基山町の発展のためにしていかなければいけないと思っております。

平成27年度につきましてはそういうことで、今、久保山議員も言われたように、どこの市町村でもそうでしょうけれども、計画づくりをして28年度からいよいよ本格的に地方創世事業をやっていくというようなことで、頑張っていかなければならないというふうに思っております。

26年度の活性化事業につきましては、いろんな新規事業ということでかなり難しい面もあったかと思っておりますけれども、事業としてはかなり進捗をしたのではないかとこのふうには思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ありがとうございました。平成28年度から実質的なスタートと思っておりますけれども、やはり私たちは26年度の補正から審議をして、27年度1年間、実際に行動に移ってきていただいたわけです。それで、先行型だけで総額約5,000万円。そのうちの約2,000万円は、緊急的な生活支援としてプレミアム商品券等で消費されました。そして残り3,000万円、地域活性化策としてさまざまな事業に費やされてきたと思っておりますが、昨年3月議会で追加議案として上程されて審議してきた積算根拠、これと余りにもかけ離れた現状を、どのように把握してどのように説明をされるのか、お聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

平成26年度の地域活性化・地域住民生活緊急支援交付金につきましては、K P Iを掲げて、これに基づいて実施をするということになっております。このK P Iについては、総合戦略もありますとおり5年間の目標として掲げております。ただ、そのときの重要業績評価、K P Iと、10月29日に作成しましたK P Iが、S G Kはそのままなんですけれども（「いやいや、補助事業の中身ですね。K P Iじゃなくて補助事業の……」「まあ、合わせてでも構いません」と呼ぶ者あり）その事業の中身については（「K P Iだけお願いします」と呼ぶ者あり）K P Iについては、総合戦略で作成する中でその事業を精査いたしまして、総合戦略の中で新たなK P Iを設定したということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

補助事業の中身の積算の違いとか、最初と最後の仕上りの違いにつきましては、まず最初は、あのときには1カ月ぐらいで計画を立てなきゃいけない、そして出さなきゃいけない。そのときのやつと最終仕上りが若干違ってくるのは、当然、その途中で変わりますので。もちろん、それが補助事業の対象にならないような違いになれば問題でございますが、そこは円滑に事業を推進するためにそういうふうにならざるを得ない事業が少しずつ変わっていくというのは当然の流れかなというふうに思っております。通常の補助事業だとそういうことは無いんですけど、今回の場合はそういう流れがございましたので、きちんとした補助事業の流れに沿っているのではないかなというふうに理解しております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

余り細かいことを言うつもりはないんですけども、正直私はこれだけ認識が違うというふうに今とまどいを隠せません。何のためにあれだけ時間をかけて、時間を延長してまで審議を行ってきたのかということです。今回は特に執行権だけの話だけではないはずで、議会の責務は、議決権と予算執行のチェック機能でもあります。また、今回特にP D C Aサイクルの中で、策定団体や効果検証において議会の関与という項目がわざわざ記載されているんですよね。そうした中で、なぜ何の説明もないままこれだけ大きく審議した内容と変わっていくのか、この議会の説明をなぜしなかったのか、なぜできなかったのかをお尋ねいたし

ます。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

事業内容的にいうと大きく変わったのは多分、宅配が非常に難しく、今もまだ完成していないので、当初、申請書に書いた事業内容と少し変わっているとは思いますが、それ以外のものについては、基本、事業内容は当初の目標と近い形になっていると思います。あとは、細かな経費とか算出の仕方、支出の仕方につきましては、どこまで御説明差し上げるのかというそういうことになるかなというふうに思います。もし事業内容が大きく変わるのであれば、それは全然違う。例えば、P A事業をやめて駅前に何かそういうお店を開くみたいなことになるとしたら当然ですが、P A事業を動かすためのいろいろな経費の支出につきましては、我々執行部のほうにある程度一任していただくこともあるのではないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ではこれ財政課、もしくは会計管理者のほうにお尋ねいたします。

同じような認識ですか。これだけ積算根拠が変化していても、例えば会計検査院の調査とか入った場合でも問題はないという認識ですか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

それは適正に会計処理を行っておりますので、たとえ検査が入りましても問題はないというふうに認識をいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

それでは、K P Iについてお尋ねします。

この先行型に関しては、年度末でその指標を示されていたと思いますけれども、このK P I

が達成できそうな事業及び達成できた事業は、どの事業が挙げられるか、お答えください。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

K P Iにつきましては、5年後累計を目指すもの、それから、各事業の5年後の雇用数とかの目標値を定めるものとしたしております。このK P Iの結果につきましては、各年度の終了後に各事業の検証を行って、その検証によってK P Iについてはどうだったのかということととりまとめていきたいというふうに思っておりますので、まだ年度途中ですので、年度終了後に検証を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

この先行型に関しても、このK P Iは5年間のK P Iなんですか、ちょっと確認します。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

5年間のK P Iということで認識をしております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

じゃ、その辺の認識は違うと思います。3月の補正のときには、年度末のK P Iということで私たちは審査をしたように記憶をしております。恐らくそういうところからずれが何か生じてきているのではないかなと——いいですか、確認しなくていいですか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

このK P Iについては5年間ということで、5年間の累計の目標値はこうなっております。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

5年間で目標を立てて毎年検証はしていくと、そういうことになっております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ちょっと認識がずれていると思います。私も、もう一度議事録を含め調べ直したいと思っておりますけれども、とにかく執行部側としては順調に今のところ進んでいるというふうな捉え方の答弁だったと思いますけれども、実は私のところには非常に厳しい声が届いています。議会は一体何をやっているのかというふうな声も町民の皆様から届くわけですけど、私自身、今のところ何の説明もできないでいるんですよ。何でこういう声が起きているのかなというのは、やはり当時示された積算根拠とかK P Iについての資料に基づいて、最初の話と違うじゃないかという声が非常に多かったと思うんですよ。この辺について何か、町長、当時随分答弁をされていまして、御説明をお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

多分、まず私には届かないのかもしれませんが、議員に届いたら逆に、私にもそれをそのときに伝えていただければ大変うれしいし助かりますけれども、私には少なくともそういうことはあってなくて、ただ、実際はK P Iとかそういう交付申請のうんぬんとか経費のうんぬんとか、そんな細かいことは事業者の方は考えてなくて、思ったようにいかないよね、生みの苦しみという、まさに生みの苦しめで、こう思ってやっているけれども、なかなか売れないよねとか、そういう話はそれはあると思います。なかなかそれは、思っていたほど売れないみたいな話はそれぞれにありますのでですね、P Aでも思っていたほど売れていないとかいうのはあるので。それから、宅配がなかなか、当初考えたようなスキームではならないみたいな、そんな感じにはなっておりますけど、だから逆に言えば、どの事業でどの点に不安なり御不満を感じてあるかをお聞きしないことには、私自身も答えようがないというところがございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

それでは率直に、私のところに届いている声で、まずはパーキングエリアのふるさと応援市場、これに関しては、非常に品物の管理、これについて不満があります。それとSGK、当初の、例えば部会のあり方とかいろんな進捗状況、それについての不満が聞こえてきます。それと宅配ですね。宅配についても、宅配が声としてはやはり一番大きいかもしれませんが、非常に厳しい声が届いています。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

今、まさに久保山議員が言われたように、そういう不満であり、それはKPIとか経費に対する不満ではございませんですね。だからそこは、今それに対して御不満があるというふうに言われたので、私はそれをお聞きしたので、そういう実際の事業を運営する上での御不満は当然出てきます。ただ、KPIとか補助事業の経費区分についての、最初と最後が違ふことに対して不満があるというふうに言われた点を私は今御指摘しているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ただ私は、今ここを議会の場として私は今質問をしています。議会は、昨年3月の追加議案で、この積算根拠とKPIについて議決を出したわけですよ。そこは理解していただけますよね。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

そこは十分理解しますが、KPIと積算根拠の話と、実際に参加している事業者の方の不満の話を混同しないでいただきたいとお願いしているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

わかりました。それは大変失礼いたしましたけれども、今、私はここについて積算根拠とK P I、これが余りにもかけ離れていると。車の両輪でというふうにわざわざ書いてあるにもかかわらず、議会に説明がないまま執行権の範囲内で進んでいくということを了解してくれということでした。それが本当にいいのかどうかというのは、やはり議会としてもこれから先考えていかなければいけないというふうに考えています。とにかく、この地域活性化事業で2,500万円という金額がどこかにいつているわけです。それで、1回目の答弁で、来年度以降も全事業を継続していくということで、これは当然、当たり前のことかもしれませんが、ただ予算化するのには、2日の重松議員の一般質問であったと思いますけれども、基山P Aふるさと応援市場とS G Kの集落支援のみで、あとは参加事業者のフィーでまかなっていくというふうに答弁をされたと思っていますが、これは確認します。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

事業を継続させる場合は、基本的にそのように、産業振興協議会で今扱っている分についてはそのように考えております。それで、前回の答弁書をきちんと確認しないといけませんですけども、基本的にフィーでまかなっていくということで考えておりますので、今の事業をそのまま継続させる場合にですね。それで、その含みをもたせて言っておりますのが、例えば、新規事業者の方が新たに参画されていくような場合の扱いであったり、そういう部分については再度整理は必要かなと今思っているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

わかりました。これは、参加される事業者の方にも非常な負担を負わせるということにもなるかもしれませんので、本当に丁寧な説明をお願いしたいというふうに思います。

それと、K P Iと積算根拠については、執行権の範囲内で任せてくれということでしたけれども、やはり一つ一つの事業、細かいことは聞くなということかもしれませんが、やはり私たちは審議して決議をした以上、ある程度のチェックはしなければならないというふうに思っております。その中で、数点だけ確認をさせてください。

まず、総合戦略策定事業426万円、中心市街地空きスペース調査に400万円だったと思いま

す。これは早い段階で平成27年度の総合戦略を作成したいと、中活法の認定に向けてやっていくというふうに答弁をされています。これは、委託された成果物というのはいつ上がってきますか。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課参事。

○まちづくり課参事（阿部一博君）

お答えいたします。

中心市街地空きスペース調査の成果物は既に上がってきております。その内容につきまして我々が、その調査結果に基づいて今いろいろ分析をさせていただいているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

その成果物は、議会にも提出されますか。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課参事。

○まちづくり課参事（阿部一博君）

ボリュームが結構ございますので、ある程度、概要版なりといったところで整理できるかどうか検討したいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

その成果物によって、例えば中活法、中心市街地活性化基本計画、これを策定に向けて進めるということですか。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課参事。

○まちづくり課参事（阿部一博君）

はい。この中心市街地の空きスペース調査につきましては、恐らく今年の、ちょうど1年前の議会の話が出ましたけれども、その内容の中で、中心市街地の調査もやっていくと。そ

それを踏まえて総合戦略の策定に向けても行っていくということにつながっているんだろうと思います。国が、もともと総合戦略をつくっていきましょうといった中で、人の創世というのが大きなポイントの一つにございまして、町といたしましても、人の流れをつくる。そして、基山町の大きな課題であります人口減少と高齢化に向けての対応、それが先ほど、町長の答弁にありましたぎりぎりのところというのは、今対策を行うべきぎりぎりのタイミングということだと思います。その点を踏まえて総合戦略もつくっていったところをございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

はい、わかりました。よろしくお願いします。

次に基山PAふるさと市場、900万円の予算ですが、細かいことを聞いて済みません、備品564万円、先日の資料で提出がありました。あと、管理運営委託料325万円、これ何を買ったら備品が564万円になるのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

まず備品につきましては、あそこに設置しておりますテント、これが常時あそこに設置をいたしますものですから、少し強度が強いものということで、これが100万円近く高額なものになっております。あと、備品につきましては、冷蔵庫であったり冷凍庫であったり、そういうものを設置しているところをございます。それとPOSシステム、レジのシステムを入れているところです。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

管理運営委託料というのはどこにお支払いか、お尋ねします。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

管理運営委託料につきましては、きやまファームのほうにここを管理運営として委託で出しております。それに至りました経過についても加えて御説明しておきますが、当初、産業振興協議会で人を雇用して、そこで人件費等の支払い等もできないかということで、そこは十分検討いたしました。本事業につきましては、産業振興協議会にまずは一旦補助金として出しておりますので、その中でやるべきというふうに考えたところなんですけれども、どうしてもマンパワーを含めたところ、それと、いろいろな仕組みの中でそこが非常に困難ということになりました。その次に、農協、もしくは商工会のほうで人を雇っていただいてその業務等を行っていただけないかというような検討もしたところなんですけれども、それについても、実際のところ難しい、もしくはできないというような御回答をいただいたところです。そういう経緯を踏まえまして、最終的にきやまファームのほうに業務委託という形で出したところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

じゃ、備品のほうからいきますけれども、備品は、テント、冷蔵庫、POSシステム等ということでしたけれども、これは監査対象の町の備品になるんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

産業振興協議会としてそこを購入しておりますので、町の備品としては直接的になっていないのではないかと思います。そこはきちんと確認させてください。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

これ財政課長はどのようにお考えですか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

町の会計の支出で18節から出ておれば町の備品ですし、産業振興協議会に補助で流して、

その産業振興協議会が買ったものであれば産業協議会の備品となるということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

それは、現段階ではわからないんですか、どっちの節で出したというのは。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

確認しないとちょっとわかりませんが、恐らく産業振興協議会の補助金であったのではないかというふうに思います。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

産業振興協議会のほうに一括して補助金としていただいております、こちらのほうで予算の執行等についても管理しておりますので、補助金としていただいております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

管理運営費、なぜその会社になったのかというのは別として、来年度からはどうされる予定ですか。またそこに補助金として払われるということですか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

まず、補助金としてそのきやまファームに出すということではなくて、管理委託料としてお願いしている部分でございますので、その中には人件費の支払い分と、あとそれを管理するため——ここは管理という部分では、実際、ローソンに対してフィーの支払い等がございますので、そこのお金の管理とかですね。それと毎日行っているところなんですけれども、テントを朝から設営したり、夕方また元どおり収納したり、そういう部分については現在の販売員だけでは人が足りない部分がございますので、そこ等については対応しているところ

でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

基山P A、それこそ重松議員の質問のときに、大体月平均、おおむね50万円ぐらいというふうな答弁があったと思います。今度の総合戦略では、年間販売額が1,680万円のK P Iになっています。このオープン数カ月の倍以上の数字を毎月売っていかなければならない、しかもローソンへのフィーがあるということになると、非常に抜本的な改革が必要になってくるかなというふうに感じています。

次の宅配基山L L P協議会事業600万円の予算ですが、これも支出だけが579万円あるんですよ、先日の資料によると。これの説明をお願いします。簡潔に構いません。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

宅配事業につきましては、当初、拠点を立ててそこで例えば配達員であったりそういう者を雇用するというふうに考えておりましたけれども、なかなかそれでは事業者の方が参画しづらいというのがございました。それで、今現在、皆様が参画しやすいようなシステム、または金銭の決済というよりか、毎月融通しました商品の代金を記録に残すようなイメージで捉えていただければいいんですが、そのためのシステムづくりであったり、これをPRしていくためのホームページであったりカタログ、そういうものの作成経費、そういうもので支出をしているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

これも当初のK P Iというか、私の認識が不足しているところもありましたけれども、新規創業3社、雇用増5人というふうになっています。非常にハードルも高いというふうに考えていますので、ぜひよろしく願いいたします。

割愛して、最後にS G Kの事業ですね。これ350万円の予算ですが、今年度までの支出額が出ていませんが、わかれば教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

今ここで正確にお答えすることはできませんけれども、実際、350万円の予算に対して、決算額としては200万円から250万円ぐらいになると思います。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

はい、わかりました。町長が副町長のときの答弁で、このスペースは無償で対応していただいて、そして改修費ももっていただける。その交渉を今すごく詰めているんだという答弁をいただきました。これは現在も無償で対応していただいているということですのでよろしいですか、確認します。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

今は補助金の対象期間中なので、少しだけ使用料を払っていたというふうに記憶しております。でも、そもそも使用料は払わなくて、そのかわり公的な事業のやつについては、その部分は免責対応でそこだけ免税ぐらいかなというのがずっと思っておりましたので、補助金が終わる3月以降はそちらの方向に切りかえたいというふうに思っています。ただ、割合は非常に少ないので、免税部分というのは非常に少なくなると思います。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

わかりました。私、これもちょっと心配していて、もう町からの補助がなくなるということは、このSGKの方々が事業収入を得て、それで支払いいただくのかなというふうに思っていましたけれども、減免で対応していきたいと。ただ、相手があることですから、確定ではないんだと思います。非常に、事業としてはみんな本当に頑張ってやってほしいというふうに考えています。ただそれが、やっぱり目標数値、そして当然予算があるわけで、当然検証もしていかなければなりません。私たちも、去年の3月の補正のときには、さきにも言い

ましたように時間を延長して、本当に大丈夫なのかと、無理があるんじゃないか、こういうイメージが湧かないというふうな声が随分議会のほうからも入ったと思います。その中でも、やっていくんだという決意が皆さんの中であったと思いますので、これを含めてもう一度、町長、最後の決意をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

不退転の決意でやっていきます。特に、P Aに店を持っている自治体は、多分、全国ほとんどないと思います。だから、その分その責任があるので、私もなるだけ今顔を出すようにしております。なるだけ周りの多くの人にP AのP Rをするように努力をしておりますので、ぜひ議員の皆様方におかれましても、そういうP Rに御協力をいただいて、少しでも基山P Aが盛り上がるように応援いただければと思います。よろしくをお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

よろしくをお願いします。

それでは、次の2項目め、新図書館の運営についてお尋ねいたします。

まず、教育長にお伺いいたします。オープンの日時、決定でしたらお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

4月1日でございます。10時でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

これ町民の皆さんへの告知はどのようにお考えなのか。また、既に決定している事項であれば、早目にホームページ等への掲載をされていいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本教育学習課図書館長。

○教育学習課図書館長（天本洋一君）

今度の3月15日付の広報きやまにて広報することにしております。ホームページも、早急にやるようにいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

今、天本館長に答弁いただきましたけれども、今回、公募に当たって館長に手を挙げられた理由を簡潔にお願いできますか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本教育学習課図書館長。

○教育学習課図書館長（天本洋一君）

新しい図書館の館長を公募しているということ、私の基山町の友人から聞きまして、あなたは、こういった社会教育施設でずっと仕事をしておりましたので、仕事に向いているのではないかなということをお勧められまして、私ももう一回、この基山町で仕事してみたいなということ強く感じましたものですので、応募いたしました。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

では、その新図書館の課題、また、不安な点がもしあればお聞かせ願えますか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本教育学習課図書館長。

○教育学習課図書館長（天本洋一君）

一番の不安は、この前、内覧会を行いました。内覧会は、実は私どもは100名ほどの方に来ていただけるかなということで100部の説明書を用意しましたが、ひょっとしたら200名ほど来ていただくかもしれないということで、200部の冊子をつくりましたが、当日は400名の方に来ていただきまして、本当に町民の方の新図書館に対する関心が物すごく高いなというふうに思っております。そういうことで、オープン後の町民の皆様方に図書館を利用していただくに当たっての対応、それが一番今心配でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

私も同じように、その辺を心配しているところであります。あと、また予算の配分ですよ。あれだけ立派な図書館で運営していくというのは、相当のコストもかかってきます。以前の図書館が狭くなったとか、老朽化したから今度の新しい図書館になったというだけでは、余りにもやはりコストがかかり過ぎています。そういった意味でも、より敷居の低い、間口の広い形で、今までの自治体図書館という感覚よりも、まちづくり拠点型の図書館を目指していただきたいというふうに考えていますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本教育学習課図書館長。

○教育学習課図書館長（天本洋一君）

私もそのように考えております。交流の拠点となるように、町民の皆様方がたくさん図書館に来ていただくように、そういうふうな気持ちで運営していきたいというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ありがとうございます。ぜひお願いをしたいと思います。

ということになれば、図書館法の第2条に、わざわざ「レクリエーション等」というふうに記載されているわけですよ。それはつまり、意欲的な企画展やイベント、こういったものの開催も同時に必要になってくるかと思えますけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本教育学習課図書館長。

○教育学習課図書館長（天本洋一君）

今度の新しい図書館は、多目的室というのがございます。席が38席ほど座れるようなそういうところですので、そこをうまく活用して、そういうふうなこと、いろんな事業を実施したいというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

僕は、図書館が全て主催でやったほうがいいとは思っていません。それこそ、やればやるほどコストも当然かかってきます。そういった意味でちょっと確認したいのが、例えば多目的スペースを3時間貸してほしいと、ここでこういう講演会をしたいと町民の方から申し出があったとします。この使用料はどうされますか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

基本的には、公の施設というかそうした想定をしておりませんので、その方の話す内容が、図書館の運営と同じ方向であれば、それは一緒に、例えばそういう御提案をいただいた方と図書館が連携した事業という形でいけば使用料はお取りしませんし、そういった内容であれば、図書館ではなくて、内容が違う方向であれば例えば福祉交流館であったり町民会館とか、そういった会議室の御案内をするというふうになるかと思えます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

では、例えば基山ラウンジが今度できますよね。あそこで町民の方がつくった手づくりの商品、これを図書館で販売したいと言われた場合に、これはどうされますか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

そこまではちょっと想定はしていませんでしたので、ただいま即答はできませんけれども、やはり運営という中ではいろいろと検討をしていかないといけないと思いますけど、販売というふうな形になると、ちょっとそぐわない面もあるかと思えますので。その内容が、営利ではなくてただ趣味のとか、そういう延長で展示会をされるとかそういった部分等を含めての検討になるかと思えます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

よく勘違いされるのが、図書館法の17条には無償の提供というふうに書いてあるわけですが、私には、何が何でも無償というふうなことがいいとは思っていません。当然、使用する場合には使用料が発生することも——恐らくこういう要望はたくさん来るはずですが、だからそれは、あらゆることを想定しながら、今のうちに、オープン前にさまざまな協議を行ってほしいと思います。

それで、建設課長にお伺いします。これは都市公園の中ですけれども、あの公園で、例えば車で販売というか、駐車場でコーヒーの販売とかカレーの販売とか、そういうことは許可できますか。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

公園条例の中で、町長の許可するものとして、一応販売行為も内容によりましてできるようになっておりますので、それは公園の条例の管理に基づいて許可、あるいは不許可を判断するところだと思えます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

都市公園条例の別表1にも、全部値段が多分ついていると思います。ただ、館長、これ非常に都市公園条例と非常に密接なかかわりを持ちます、今回の図書館は。そのあたり、あらゆることをやっぱり想定しながら、事前にやっぱりスタッフといろんな協議をしていただきたいというふうに思います。

それと、小学校正門前の横断歩道、これ現在の協議状況をお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、建設中にも横断歩道というものが道路上の指示、道路交通法に適用されるもので、まず横断歩道をつくる場合には、佐賀県の公安委員会の指定を受けないとつukれないというのがまず前提でございます。その中で、建設中も一応協議をいたしました、隣接する横断歩道でございます。また、歩道等の現地の状況、当初、一応検討いたしました正門近くの横

断歩道の設置は警察のほうのとのと協議で現在課題が解消されていないというところで協議中、まだそういった課題の検討中という状況になっております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

それは、以前聞いたことですので、ある程度わかっています。それでも、やはり小学校の前ということと、じゃ、何で小学校の近くに図書館があることがいいことなのか、それも含めて、やはりあそこの前の横断歩道というのは、私たちから考えるとやっぱり必須条件になってくると思いますので、時間のかかることかもしれませんが、一つ一つその課題を解決して、実現に向けて動きたいと思います。そしてまた、今、例えばゾーン30とかという緑の大きな、道路に真っすぐカラーで印刷するやつなんかもあります。そういったあたりができないのかどうかも含めて、ここはきっちりとやっていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

あともう1点だけ。これは図書館の無線LANですけれども、これ入札不調だったと思いますが、これどうするんですか、間に合いますか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

議員おっしゃいますように入札不調でございましたので、実情を申しますと、2回とも参加していただいた業者と協議をいたしまして随契をしたということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ということは、もう現在、工事にも取りかかって4月1日には間に合うということで認識をしておきます。

サービス計画から若干ずれましたけれども、問題は、18時までの会館時間、これは恐らく相当な要望が来ると思います。今、教育長の答弁では、いかにも決まったような形で答弁をされました。ただ、あくまでも今は案の状態のはずです。これはどのように対応されるのかなど。例えば、やっぱり当然コストがかかります、1時間、余計に延長すればするほどかか

ってきます。9時から18時というのを10時から19時、こういうふうな形でできないのかどうか、館長の御見解をお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

天本教育学習課図書館長。

○教育学習課図書館長（天本洋一君）

そういったことも検討をしたところでございます。ただ、基山町の図書館の特徴といたしまして、これまでが9時から10時までに利用される方は結構いらっしゃいまして、開館と同時にばあっと入って、その1時間を図書館で過ごされるという方が数多くいらっしゃいましたので、やはり10時からというのは、そういった住民の方にしたら、やっぱり9時からというふうな御要望が多いということで9時からの開館にしたということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ちょっとこれはまた後でお聞きします。

次に、閉館日、やっぱり月曜日になるんですね。近隣の鳥栖市、小郡市、久留米市、相互貸借をしているそれぞれ各市とも月曜日です。しかも、図書コーナーをわざわざ設けている福祉交流館も月曜日なんですよ。これ何のための相互貸借なのかなど。だったら、せつかく基山は新しくなります。新しくなった基山が、まず曜日をずらすことで、それこそ相互貸借の相乗効果は得られると思うんですが、これはどのような協議になったのか、お聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

天本教育学習課図書館長。

○教育学習課図書館長（天本洋一君）

なかなかそれは課内で、協議会の中でもいろいろ意見をお伺いいたしました。けれども、やっぱりほかの図書館同士のいろいろな協議が多数ございますので、ですので、例えば今回、その一番いい例が、ほかの図書館が月曜日に休みですので、今は月曜日がオープンいたしております。となるとどういうふうになるかといいますと、今は月曜日になりますとほかの図書館から毎回たくさんの方が図書館に今応援に来ていただいております。月曜日に、司書の方が応援に来ていただいて、図書の配架作業をボランティアでやっていただいております。

そういうふうなメリットもございます。ほかの図書館とのいろいろな交流もございますので、月曜日を休みといたしているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

今回は、わざわざビジネス関連の図書の充実も掲げてあります。町長、いかがでしょうか、開館時間と閉館日のこの問題、どのようにお考えかお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

当然、サービスは長ければ長いほど、休まなければ休まないほどいいという、そういうことだと思うんですね。だから、それは切りがないところはあります。一方で、4月1日に人員の張りつけでできたのが今の状況なわけでございますので、とりあえずこれでスタートさせていただいて、それがずっとそれで続けていくというわけではなくて、また住民の方々の意見等で、逆に言えば役場の中のまた人繰りとかもついたり、もしくは新規に人を雇ったりすることも当然考えていかなきゃいけないと思うので、とりあえずこれでスタートさせていただいて、皆さんの感触をお聞きして、それからいろいろな改良をまた検討していけたらいいのではないかなというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

私は、余りフレックスに変えるのはどうかなとは思いますが、いい方向に変えるということであれば、それはぜひ検討をお願いしたいというふうに思います。

それと、時間がなくなりましたので、ちょっと割愛しますが、やはり今回、CDとかDVDという電子媒体も入れる。これはコストが通常よりも著作権等の問題で3倍ぐらいかかるということでもあります。図書館というのは、実は図書館法には本の貸し出しについて一切触れていません。やはり図書館の中でどうやって人が過ごすかという、その空間がいかに大事かということでもあります。そういった意味で、私は入館者というのを非常に重要視したいと思っておりますので、これは多分、BDSついたとしても、入館者というのはカウ

ントされないのではないかなと思いますが、ちょっと確認していいですか。BDSは、入館者の確認できますか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本教育学習課図書館長。

○教育学習課図書館長（天本洋一君）

今、自動で、そういった機械が図書館の入り口についていますので、行きと帰り、1人に対して2回カウントされますので、カウント数の半分ということに、そういった機械がついております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

すごい進歩ですね。今回、職員4名に臨時2名、こういう常時6人なのか入れかえがあるかわからないですけど、やはりカウンターに座っていたら、やはり死角が相当生まれます。ですから、その辺もやはり協議をした中で、できるだけお客様に近いところで課内業務ができる範囲はやっていただきたいというふうに思っています。

それと、やはり今回まちづくり拠点型の図書館ということになれば、当然、視察も非常に対応が難しくなってくると思います。そのあたりも協議事項として、そして、やはりおもてなしという言葉がスタッフ全員で共有しながら取り組んでいただきたいというふうに思います。

あと、地域資料、本当にこれは大事なことだと思いますが、答弁では、私本当に満足のいく答弁をいただきました。ただ今回、基山町史を持ってきましたが、基山町史のトップページに対馬の藩にある基山の古地図があります。今、基山図書館にはないはずですが、私確認しましたが、ないということだった。こういう地域資料は、やはり出向いてでもぜひ、例えばインタビューにしても、人の生の声というのが非常に大事にくると思いますので、いろんな形でアーカイブをしていただきたいと思えますし、できたらこういうのを今デジタルサイネージというんですかね、デジタルで資料を引き出すような仕組み、お金もかかることですが、そういった取り組みもぜひお願いをしたいというふうに思います。

3項目めの家庭教育、これは毎回時間が足りません、本当に。ただ、答弁では取り組んでいくということでした。町長も、今議会で、教育は人としての根幹というふうに答弁をされ

ています。教育長も、家庭教育は、人が生まれて初めて出会う教育であり、教育のベースだと。しかし、やっぱり抜け落ちているんですよね。みんなが、家庭教育は大事だというこの項目が抜け落ちています。ただ、今、教育長じゃなくて町長が答弁されたことに私は驚いていますけれども、ということは、こども課管轄だというふうに思います。ただ、今のこども課の人数で、家庭教育をさらに充実せよと言っても、これは到底無理なことですので、人事の面もあるし、予算の面もあるでしょう。そういったことを含めて、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。そして、今、鳥栖西中で赤ちゃんスイッチという授業をされています。中学3年生が、首の座った状態ですけど、赤ちゃんを抱きながらその深層心理を引き出していくという、これは本当にお金がかかることでも何でもない中、子供たちの表情が劇的に変わっていくと。ぜひ、こういう授業を率先してやっていただきたいというふうに思います。最後に町長、この家庭教育についての感想をお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

家庭教育って、物すごく広いと思うんですよね。それこそ、保護者の学びの場から始まって地域の居場所づくりとかいろいろあるんですけど、今最初にやりたいのは、やらなきゃいけないなと思っているのは、きのうの貧困とか不登校対策としての訪問みたいなものが一番大事なんじゃないかなと。いわゆる関係者のチームでの訪問事業みたいなものは最初に検討していきたいというふうに思っています。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ありがとうございました。これで私の一般質問を終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で久保山義明議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩します。

～午後0時 休憩～

～午後1時 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

日程第2 追加議案上程 提案理由説明

○議長（鳥飼勝美君）

日程第2. 追加議案の上程を行います。

議案第23号、同意第1号、議案第24号の提案理由説明を議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

それでは、平成28年度第1回定例会に付議いたします追加議案について提案理由を御説明申し上げます。

今回の追加議案は、条例案件が1件、人事案件が1件、工事請負契約案件が1件を上程いたしております。

それでは、順次、提案理由について説明いたします。

まず、議案第23号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されることに伴い、当分の間、職員配置に係る要件等が緩和されるため、基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、同意第1号 基山町副町長の選任につき同意を求めることについてでございます。

今回の基山町副町長の選任につきましては、4月1日からの新副町長を選任するため、ここに酒井英良氏を提案し、議会の同意をお願いするものでございます。

酒井氏につきましては、履歴書の記載のとおり、長年、基山町役場に奉職され、本町のまちづくりのために御尽力された方であり、行政経験も豊富であり、その真面目な性格は皆さんもよく御存じだと思いますし、私も最も信頼している方でございます。ということで、最も適任と思っているところでございます。

どうか御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、議案第24号 基山町道路橋梁補修工事請負契約についてでございます。

基山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、平成28年3月1日指名競争入札に付した道工27補第5号けやき台駅通り線橋梁補修工

事【バリアフリー化】について、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

町長の提案理由の説明が終わりましたので、担当課長の補足説明を求めます。

議案第23号の補足説明を求めます。鶴田こども課長。

○こども課長（鶴田しのぶ君）

それでは、議案第23号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が、国によって平成28年2月18日に交付されました。この省令の改正をもとに今回提案をさせていただくわけですが、平成28年2月18日の交付に当たり、それまでぎりぎりまでこちらのほうに示されておりましたので、今回の追加提案となりました。よろしく願いいたします。

この家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたわけですが、当分の間、職員配置に係る要件等が緩和されるため、附則に小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例に関する事項を追加する改正でございます。

保育士最低2人配置要件について、特例的に弾力化し、朝夕の児童数が少数である時間帯において、保育士にかえ保育士資格を有しない一定の者等を配置することを許容すること。幼稚園教諭、小学校教諭、養護学校教諭を一定の範囲内で保育士にかえて活用できることになっております。

追加議案書の1ページにより説明させていただきます。

1ページをお開きください。

附則に、新たに第7条から第10条までの4条を追加しております。

第7条では第29条第2項、これは小規模保育所事業所A型の職員について定めております。

第44条第2項、これは保育所型事業所内保育事業所の職員について定めておりますが、それぞれにおいて保育士の数を子供の年齢に応じた数の合計に1を加えた数以上配置することになっております。しかし、今回、配置される保育士の数が1人となるときは、保育士と同

等の知識及び経験を有する者を保育士とみなすことができるというふうには第7条でなっております。

第8条では、保育士の数の算定については、当分の間、幼稚園教諭もしくは小学校教諭または養護教諭の普通免許証を有する者を保育士とみなすことができるとなっております。

第9条では、11時間開所する保育所等では、各時間帯における必要保育士を配置するためには、利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数に追加して、保育士を確保する必要があり、差し引いて得た数の範囲内で保育士と同等の知識と経験を有すると町長が認める者を保育士とみなすこととなっております。

第10条では、前2条——第8条、第9条の規定を適用するときは、保育士を保育士の数の3分の2以上置かなければいけないとしているものです。

今回の条例改正は、平成28年4月1日からの施行ということでお願いしております。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、補足説明を終わります。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

議案第24号の補足説明を求めます。古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

議案書5ページをお願いいたします。

議案第24号 基山町道路橋梁補修工事請負契約について補足説明をいたします。

3月1日に指名競争入札を行っております。入札には4者が参加し、株式会社坂口組基山支店が8,586万円で落札をいたしました。議案にあります取得金額は消費税を含めた金額でございます。

履行期限は平成28年3月31日となっております。期限につきましては予算の繰り越し等におきまして、また変更を行うところを予定しております。

今回の案件は、基山町議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する規則第2条に規定する5,000万円を超えておりますので、仮契約の承認という形で議案をお願いしております。

内容につきましては、追加議案資料で御説明をいたします。

追加議案資料3ページをお願いいたします。

建設工事請負仮契約書の写しを添付しております。

4ページをお願いいたします。

基山町入札による参加企業及びその内容を明示しております。坂口組基山支店が7,950万円で落札をし、これに消費税及び地方消費税を加えて8,586万円となります。

続きまして、5ページをお願いいたします。

工事の内容でございます。

工事の内容につきましては、現在のけやき台駅通り線、駅までの自由通路が橋梁形式でございます。こちらにバリアフリー、階段部分を階段なしで通過できる通路及びエレベーターを設置いたします。自由通路、既存の分はその通路の工事に伴いまして影響する部分の改修を行います。自由通路の新設、エレベーターの部分は、通路が14メートル、エレベーターの部分は1基11人乗りを予定しております。及び自由通路の既設部分の増築につきましては、18メートル部分を影響範囲として施工する予定です。それから誘導点字表示、これはバリアフリーに対する障害者等への配慮といたしまして、点字、あるいは触板——触れてわかるような文字盤になりますが、触板等の設置をいたします。

工事内容につきましては以上でございます。よろしく御審議いただきますよう、御可決いただきますようお願いをいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で補足説明を終わりました。

ここで1時40分まで休憩します。

～午後1時12分 休憩～

～午後1時40分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

日程第3 議案第1号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第3．議案第1号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。河野議員。

○8番（河野保久君）

非常に単純なところなんですけど、御説明いただければと思います。

行政不服審査ということで、今までやっていたのが審査ということで統一されるみたいな

ことなんですけど、ここにある情報公開の条例のところとか、それから個人情報保護条例とか、今まで言う不服審査というのは、そういう申し立てが基山の実情としてのぐらい件数的にはあるものなのか。これが変えられたことによってどのような便宜が住民に対して図られるのか、その辺の説明をお願いできますか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

情報公開条例、それから情報公開保護条例について不服審査等があったというのは、ここ何年もありません。どこの町村でもほとんどないと思うんですけども。ですから、後の議案でも出てきますけれども、佐賀県に事務委託をするというのは、そういう部分もございません。

基山町で一回以前にあったのは、林道関係で不服審査が出て行政訴訟になったというのが、私が思い浮かぶのはその1件があるかなというぐらい。あとは、固定資産税の不服審査は10年に1件ぐらいあるかないかという程度だと思います。

今後は、そういうことでしたので、行政不服審査法が改正になって件数がふえるか——ちゃんと行政事務をやっているならば、こういうのは少なくて済むと思うんですけども、今までは行政処分庁、行政の処分をする人が審理をしたり、そういうふうな制度になっていましたので、今度の改正で関係ない職員が審理員となるというような、公平に審理をしていただくような制度に変わったということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。牧園議員。

○6番（牧園綾子君）

済みません、私も、総務省から出されている行政不服審査法関連3法案ということで、概要のものを讀んだんですけども、ちょっとわからないところで説明をいただきたいのは、資料のですね、この行政不服審査法の施行に伴うということの新旧対照表のところの4ページで、ただしというところなんですけど、「ただし、直ちに公開することができるときは、口頭により通知することができる。」と。ここの「直ちに公開することができる」というのは、具体的などというものの案件なのか、お願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

この部分については、直接、行政不服審査法には関係はしておりませんが、この部分については情報公開をした場合にすぐ公開ができるというものについては、職員が口頭で通知するという規定を設けております。ですから、書類は、決定通知とかそういうものを出さないで住民サービスを迅速に行うために、今回この文言を改正させていただいているということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

もう1カ所、それで、その下のほうに、5ページのところで、3の「第1項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項」というところですね。これで、第9条というのはこちらの新旧対照表になかったのを見たら、先ほどちょっと課長が言われたように、審査において職員のうち処分に関与しない者が審査員として、両者の主張を公平に審議するんだというふうな内容が第9条というふうに読んだんですけど、そうであるならば、こここのところは適用しないという、こここのところがちょっとのみ込めないで、もうちょっとわかりやすく補足説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

行政不服審査法は、行政処分ですね、いろんな公開とか処分、不利益処分、いろいろありますけれども、その分の処分に対しての審査請求、自分が納得いかない場合は審査請求するわけですが、既にもう執行されている、例えば情報公開条例、それから個人情報保護条例については、今、情報公開審査会というので審理されていますので、行政不服審査法については、今、条例でされている分というのは、もうその条例を適用させてくださいということで、適用しないというようなことになっております。もう既に執行されておりますので、それでやってくださいという意味でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。木村議員。

○7番（木村照夫君）

3ページですね、語句の部分ですけど、「住所」の次に「又は居所」、この「住所」と「居所」の違い、どんななんですかね。

○議長（鳥飼勝美君）

3ページのどこですか。

○7番（木村照夫君）続

第4条。

○議長（鳥飼勝美君）

下から10行だそうです。酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

これにつきましては、法律が変わっていますので、その分に合わせて変わったんだと思いますけれども、居所というのは、結局、住所は登録していないけどそこにいるというような例だと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

要するに、今住んでいる住所なんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

現住所になります。

○議長（鳥飼勝美君）

「住所」と「又は居所」の違いば聞きよっちゃつとです。酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

住所は住民登録されている住所で、居所というのは実際住んでいるところといいますか、そういう形になりますが。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第1号に対する質疑を終結します。

日程第4 議案第2号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第4．議案第2号 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び基山町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。河野議員。

○8番（河野保久君）

これには直接関連というか、あれなんですけど、提案理由のところに「地方公務員法の一部改正に伴い」と書いてあるんですけども、今回の地方公務員法の主な改正のところ、どのような改正であったのか、調べてくればよかったですけど、ちょっと不勉強なもので、済みません、教えていただければと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

今回の地方公務員法の改正については、主には人事評価をなささいというようなことで改正をされております。人事評価をしてちゃんと昇給をすると。その人事評価によって分限処分とかも関係してきますし、勤務評定によって上がるスピードとか、そういうものも違うし、次に出ていますけれども、標準職務表を条例で定めなささいとか、主なものは人事評価についてでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第2号に対する質疑を終結します。

日程第5 議案第3号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第5．議案第3号 証人等の実費弁償に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第3号に対する質疑を終結します。

日程第6 議案第5号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第6．議案第5号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

細かいことじゃございませんけど、今回こういう改正をするということですけど、その前はいつこの改正がなされたのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

議員の報酬につきましては、平成26年に議案提案をしましたがけれども、その前に町長、副町長の給与、それから職員の給与を災害復旧の財源の確保のために7.5%削減しましたが、議会のほうでその分は否決されましたので、平成26年には上がっておりません。

それ以前は、国の一般職の人事院勧告に伴って、国の特別職の給料が上がったときに改正しています。

前回については、ちょっと調べないとわかりません。

○議長（鳥飼勝美君）

例規集の中にいつ改正というのが載っております。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第5号に対する質疑を終結します。

日程第7 議案第6号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第7．議案第6号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第6号に対する質疑を終結します。

日程第8 議案第4号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第8. 議案第4号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び基山町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第4号に対する質疑を終結します。

日程第9 議案第7号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第9. 議案第7号 基山町下水道基金の設置、管理及び処分に関する条例等の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。重松議員。

○9番（重松一徳君）

最初に、今回、汚水処理施設の管理事業を下水道事業一本に改めるという形になりますけれども、基山町の公共下水道を公共下水道と汚水処理の事業に分けた経緯について、まず説明してください。そして、今回この汚水処理の部分を公共下水道に組み入れていくというふうになった理由、これについてまず説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、基山町の公共下水道が始まりましたときには、けやき台の汚水処理場と福岡県の流域下水道をもって排水処理区という形で、三井ニュータウンときやま台、本桜は、もともとの浄化槽法に基づく開発行為でつくられました浄化槽を使用するというのがスタートとなっております。その後、整備をしながら汚水量の推移を見ながら、急激な汚水量の変化がないというところから、処理場の能力を精査いたしまして、三井ニュータウンの処理場が平成19年度に公共下水道として取り組まれております。その後、現在まで至っておるんですが、そ

の中で、本桜ときやま台も同じように開発によってつくられた施設でありまして、それを維持管理を行いながら稼働しているわけですが、その機械が順調に動いているというところの実績を見まして、まだ周囲にですね、きやま台、あるいは本桜の一部につきましては下水道で区域に取り入れまして整備をし、河川等水質の浄化を図っていく必要がある区域が残っているというところから機械の精査をいたしまして、今回取り入れることになりました。

それともう1点ありますのは、公共下水道でありますと産業廃棄物扱いで、最終的に出ます汚水を脱水し、ケーキと呼んでおりますが、固形物と水とに分解をいたします。それで、固形物になったものにつきましては、産業廃棄物というところで中間処分場に持ち込み、それは堆肥として循環利用される、リサイクルに当たるというところであります。

一方、浄化槽法に基づく污水处理場につきましては一般廃棄物扱いになりますので、産業廃棄物扱いはできないというところから、汚水を一時、小郡の中継地のため、それから通常のし尿処理と同じ処理で処理場まで搬送するという行為になりまして、全てが処理ということになります。それから見ますと、公共下水道に取り込めることになれば、今言う污水处理の分につきましては、脱水処理ができる分については循環型で産業廃棄物の堆肥化へリサイクルできると。

もう1点は、污水处理の中継から処理場までは距離がございますので、そういった運搬の費用が発生しております。それと、脱水につきましては、けやき台のほうで脱水処理装置を持っておりますので、このけやき台まで、きやま台と本桜の処理場の汚水の距離まで運搬し、けやき台の脱水装置で脱水し、リサイクルできるというところで、けやき台のほうの脱水装置に余裕がございましたので、この2施設分を持ち込んでも施設の稼働を十分に見込めるというところから、強いては、約でございますが、10分の1が実際の、今まで一般廃棄物と同じような汚水で、10分の9が固形物ということで、非常に処理面から見てもリサイクルのほうに多くが回るというところと、運搬距離が小さくなりますので、それにふえる脱水処理の作業費用を含めましても、経済的には下水道としては低減されるという、全体総合的なところから今回の事業認可の変更に至っております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

今言った問題は、ここ一、二年の問題じゃないんですよ。基山町の公共下水道、ここに私、

全体計画書を持っていますけれども、平成12年に基山町の下水道計画をつくって、13年から本格的にする中では、当初からこの問題は出てくる問題ですね。公共下水道として一本じゃなくて、汚水処理事業とあわせてしてきたという中身がありますね。それがなぜこうなったのかと言えば、本来、基山町は、公共下水道事業は管渠工事——下水管ですね、それとポンプ場、それだけなんです。基山町に終末処理場あれば、終末処理場も一緒にという公共下水道計画でしょうけれども、基山町には終末処理場はつくらないと。宝満川の上流流域下水道に入って、その終末処理場を使うという計画だから、基山町には下水処理場の計画は全く最初から入っていませんね。私もこれ何回も目を通してはいるんですけどもね。しかし、ないという中で、そしてまた、宝満川上流流域下水道に終末処理場ができていないからという形で、こういうふうな今言われた問題が出てくるんですね。今使える、けやき台にしても、ニュータウンにしても、本桜、きやま台にしても、この汚水処理場を使っていこうと。しかし、その中で公共下水道として一本にしなくて、最終的には、きやま台と本桜については汚水処理の事業でやってきたと。なぜそういうふうになったのかというのを聞いたんですけども、ちょっともうそれはそれでいいです。

問題は、今回この条例の中で、「公共下水道事業及び汚水処理施設管理事業を円滑に」というこの改正前を、「本町の下水道事業を円滑に行うため」というふうに改めていますね。下水道事業とは一体何ですか、公共下水道とは一体何ですか。ここが基山町の下水道事業があやふやな点が出てきているんだと。改正後が「本町の公共下水道事業を円滑に行うため」だったら、私はまだわかるんですよ。汚水処理施設管理事業を今回全部、公共下水道事業に入れ込んだというならわかります。しかし、「下水道事業を円滑に行うため」となれば、もともと下水道事業とは一体何ですかというふうになってくるんですね。ここがまず1点目の質問です。

それから、処理人口を、今までは公共下水道と汚水処理事業とに分けて書いていますけれども、今回は汚水処理人口については「前号の区域内の人口とする」と。処理人口も書いていませんし、区域もそういうふうな言葉でしていると。ここはきちっと処理人口は幾らと定義しておかなければならない問題じゃないですか。それが2点目です。

それともう1つは、第3条に基山町条例を廃止する条例の一部改正をここに入れているんですね。そして、その中で基山町汚水処理施設管理条例を廃止すると。この廃止条例は、本来は別立てにして、こっちをまず廃止しますよというのも議案として上げてから出さなけれ

ばならなかった中身じゃないんですか。一緒くたに廃止条例もこの中に入れ込んで出していると。そして、廃止条例のほうを先にしなければならなかったのかなと私は思うんですけど、こちらのほうが、上位的に言えば、下水道基金の設置、管理及び書不神埼町に関する条例の前にこれは条例立てがされているんじゃないんですか。

この3点について質問します。

○議長（鳥飼勝美君）

課長、今の問題、第1条の公共下水道と汚水処理場を下水道事業に直したというところで、下水道事業とは何かという説明、この辺を最初にびしっと説明してください。古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

もともと汚水処理施設管理事業というものは、法律が違うというところがございます。今回、下水道法の本一本というところになりますので、事業を一本に絞ったというところがございます。

基山町は、今言われたように経緯もありますが、現在の計画では公共下水道というものが河川の浄化を進めるという一つの手法となっておりますので、それで計画をさせていただいて、進めさせていただいているというところがございます。

○議長（鳥飼勝美君）

処理人口。

○建設課長（古賀 浩君）続

それと2点目、処理人口につきましては、汚水処理人口につきましては開発は目的として整備をした区域で処理を行うというところで限定をされております。しかし、公共事業に変更することによりまして、これは認可上、原単位と呼んでおりますが、それぞれ情勢に応じて排水量に変化いたしますので、これに合わせた変化をそういった事業認可、あるいは手続によって変更が可能というところがございます、類似団体を見ましても人口数は限定されず、このような表記になっているというところから、こういう表記にさせていただいております。

3点目の廃止条例につきましては、まずは変更で条例の改正を行い、最終的に廃止をするという段階の考え方で行っております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

3回目ですから。下水道事業と言えば、例えば合併処理浄化槽、これも下水道事業と言えば下水道事業なんですね。下水をきれいにすると。だから、本来、基山町が、例えば合併浄化槽についても市町村型の設置の合併浄化槽に決めますよと。維持管理についても基山町がしますよとなれば、もう一緒の下水道事業として、していくというんだったらこれでもいいかもしれませんが、あくまでも公共下水道なんだということでしたら、第1条をきちっと、「本町の公共下水道事業を円滑に行うため」というふうに書いておかなければ、下水道事業というこの幅広い捉え方では問題があるというふうに思っていますね。

それから、それこそ処理人口については基山町の下水道事業の全体計画を含めて見直すときにどれだけの地域をしていくんだと、処理人口も、その認可区域の中の人口というのも規定しとったほうが良いというふうに私は思うんですね。今までそういう考えで基山町は来られています。

最後のほうは、廃止条例については考え方で、ここに必ずしも入れるのが間違いとは私も思いませんけれども、やっぱり全員に理解してもらうためには、議員、私たちもそうですが、町民の方にも理解してもらうためには、きちっと条項をわかってからしたほうが良いと思います。

もう一回聞きますけれども、下水道事業とは何ですかと、公共下水道事業とは何ですかというところをもう一回わかりやすく説明してください。そして、下水道事業の中には合併処理浄化槽は入りませんか。こういう処理事業は下水道事業じゃないんですか、お願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。わかりやすく説明してください。

○建設課長（古賀 浩君）

下水道事業は総称でございますので、この中では、同じ目的にする浄化槽というの也被る部分はございます。しかしながら、事業が違いますし、手続面でそれは分離をされておりますので、それぞれ何らかの事業を起こすときには、それぞれの手続を踏むという形になっております。

今回、下水道としては全体に対して事務を行っておりますので、そういう考えの面で、申

しわけないんですが、今回、下水道として出させていただきます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第7号に対する質疑を終結します。

日程第10 議案第8号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第10. 議案第8号 基山町手数料条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。重松議員。

○9番（重松一徳君）

これは所管でもありますので、簡単に1点だけ聞きます。

第2条で、審査請求に関する提出書類等の写真の交付について、手数料を出していただくんだというふうになっています。先ほど行政不服審査法の改正もされましたけれども、行政不服審査法の主な改正点の中では、簡易迅速な手続により手数料無料で国民の権利利益を救済するという中身なんですね。行政が行った行政処分に対して不服があるから申し立てるんだと。その不服の申し立てについては手数料無料で、国民が誰でも等しく受ける権利なんだという形なんですね。そうすると、その手続をするのに手数料が発生するということはありませんというふうには私は思うんですけども、なぜ今回、こういう手数料を取るようになったのか、お願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

行政不服審査法の趣旨については、今、重松議員が言ったとおりだと思うんですけども、材料費といいますか、そういう部分について行政不服審査法の中で条例により手数料を取るような規定がございますので、その行政不服審査法の規定にのっとって、今回、条例改正をしたものでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

そしたら、この金額ですね、10円とか100円、それは何か基本的なものを見て決められたわけですか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

この手数料の金額につきましては、情報公開条例において手数料が規定をされておりますので、同じようにペーパーのコピーになりますので、同じ金額ということにいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第8号に対する質疑を終結します。

日程第11 議案第9号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第11. 議案第9号 基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第9号に対する質疑を終結します。

日程第12 議案第10号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第12. 議案第10号 基山町保育料徴収に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第10号に対する質疑を終結します。

日程第13 議案第11号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第13. 議案第11号 基山町立図書館設置条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第11号に対する質疑を終結します。

日程第14 議案第12号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第14. 議案第12号 基山町農産物加工場指定管理者の指定の期間の変更についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。末次議員。

○3番（末次 明君）

今回は、今月末で指定期間が終了するという事で2年間の延期になっておりますが、なぜ新たに契約を結び直しじゃなくて2年間の延長なんですか。基山町が契約の延長と契約終了に伴う再契約というのはどのように使い分けてあるんでしょうか、お願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

今回、指定管理者につきましては、基山町公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例の中の第2条におきまして、特別な事情があると認められる場合を除き公募をするものということになっております。

それで、新たに契約を結び直すということであれば、この公募の手続をとらなければならないということですが、今回、延長という形でお願いしておりますのは、今、全体的に農業施策のところを見直すといいますか、振興策を考えているところでございまして、その中で、農業振興策の一つの機能として農産物加工場を位置づけているところでございます。

今回、その見直しに当たりまして、集落営農組織を初めまして、農家の方々と今から1年間をかけて議論していこうと思っておりますので、その議論を経て農産物加工場をどうするかというのを決めていきたいと。そういうことがありまして、延長という形でお願いしているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

そうすると、使い分けは、ほかの指定管理者がありますけど、通常はあり得ないということですね。

それともう1つ、提案理由の中に、来年が大規模な改修と書いてありますけれども、2年後の平成30年3月31日にはまた期間が終了するわけですが、そのときには、再度公募等して業者を選択して契約するというのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

大規模修繕の年としておりますのは、これは総務省のほうが提示しています目安とっていいのかなと思いますけれども、30年というところで一定の大修繕をするという目安として30年が使われると思っております。

それで、2年間延長した先にどうするかというのは、来年を迎えたときにまたやり直すのかということをございますけれども、30年は経過しますけれども、この2年間の中で農産物加工場をどうするかというのを決めていきたいという考えです。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。栗野議員。

○4番（栗野久明君）

なるべく末次議員と重ならないように聞きたいと思うんですけれども、まず、指定管理者、やはり期間延長とかいう形で随意契約していくような形が多く広がると、いろんなところで指定管理者はいますので、そこら辺の取り扱いをやるためには、きっちりした期間延長の考え方の整理ができていないといけないと思うんですが、そこら辺はしっかりできていますでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

指定管理全体の条例に関しましては、ちょっと私のほうから答えにくい部分ではございま

すが、今回、基山町公共施設等総合管理計画の中におきまして、今後の基本的方針の中では、産業観光施設の中にあります農産物加工場、水車小屋、基山総合公園につきましては、建物の現状と課題を整理するとともに、改修、修繕に当たっては補助金の活用も踏まえながら、適切な対応策について検討するというところで書かせていただいておりますので、その前提において今回延長したということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

理由はわかりました。この中にある大規模改修実施年が来年になっているということですが、これを契約したのが5年前ということで、当時の執行部の考え方あるんですけども、来年になる、要するにその当時の7年後ですね、これは予測できなかったようなものでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

そこら辺まで、ちょっと私、詳細にはお答えできないと思うんですが、通常、総務省が定めておりますガイドライン的なものですかね、その30年というのは。それが到来するというのは、年数を考えれば予測というんでしょうか、それはできたことかもしれません。ただし、その建物であったり、中の加工設備であったり、それらの老朽化に伴ってどうするかという問題は、今回の総合管理計画等の中で決めていかれることだったかと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

公共施設等の総合管理計画の中で、基本的には施設は建てて30年で大規模改修をしますし、60年で更新をするという一応の目安で総務省が決めたものがございます。

今回、ちぎりの里、農産物加工所の指定管理が更新時期を迎えていたんですけども、その更新の5年間の間にこの30年がやってくるということで、そのまま5年間を更新をするというか、同じ業者になるかどうかはわかりませんが、同じ公募するというのに疑問というか、支障がありましたので、今回、ちぎりの里、30年が来るんですけど、どうするか

ということを協議する時間が欲しいということで、2年間に限って延長をお願いしているということでありまして、指定管理制度そのものに、こういう一般的に延長するとかいうことを考えるということじゃございません。

○議長（鳥飼勝美君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

わかりました。ここの中にあります施設の老朽化、また課題の解消、また管理運営の見直しということ、実際やってきた業者さんが一番わかって、そこを協議して次回に結びつけていくということで、考え方としてはよくわかりますので、ただ、そういった定期的にするような大規模改修とかいうのを予測できるような場合は、期間の設定を当初から持つていくような考え方をですね、そこまできっちりした上で次の業者に渡すとかいうような形を今後とっていただきたいということです。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ちょっと数点確認させてください。

先ほどの2年間延長した間に議論をしていくというふうな答弁がありました。これはその庁舎内で議論をしていくということによろしいですか。確認しておきます。それとも現在、指定管理者の農事法人も含めたところで議論をしていくということでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

最終的な意思決定については、庁内での決定に付すところだろうと思っているんですけども、まず、昨日の答弁でもいたしました、今現在、集落営農組織を一本化するということで、議論を始めましょうということで町内の農業者に呼びかけをして、今からスタートするところです。それは、3集落営農組織と生産組合、それと農事組合法人ちぎりの里、それと、きやまファームと農協、これで基山農業活性化協議会という、まだ仮称でございますけれども、それをもって今、農政局に対して交付金の申請を行っているところです。ここの交付金が約700万円超の事業規模で、今、提案をしておりますけれども、そのうち300万円ぐら

いで今後の農業振興策について計画等を立てていくということを考えています。その中において、農産加工場であったり、農家レストランですね、それと農産物加工場、こういうものというのは農業振興策の一つの機能というか、大事な役割を果たすものですので、これで総合的に考えていきたいということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

よくわかりました。であるならば、恐らくもうこの部分はある程度政策の部分にかかってくるのかなとも思うんですよね。じゃ、そうなったときに、その指定管理者制度というのがそぐうのかどうか、ここは非常に微妙なところだと思います。この辺、このまま指定管理者としていくのかどうか、そういった議論は今現在されていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

議員おっしゃるのも十分わかりますけれども、今のところまだそこまでの議論に入ったところではございません。

今、申請はいたしておりますけれども、まだ協議会の設立というのは、実際の交付金の採択をもって、それからスタートすることです。逆にそれが採択されないということであれば、それを前提として農業者の方々との議論をやっていきたいと思っています。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第12号に対する質疑を終結します。

日程第15 議案第13号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第15. 議案第13号 町道の路線の認定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。松石議員。

○12番（松石信男君）

今回、基山町のキャンプ場につながる道を町道認定したいということですが、私の認識としては、もうとっくの昔になっとなったのではないかなというふうな認識がちょっとあったもので、何で今ごろなのかというのがちょっとありますので、お聞きしたいんですが、そうしますと、あの道路の位置づけといいますか、どういう取り扱いだったのかですね。町民の方がどんどん利用、あそこ走っとるわけですから、里道——どういう扱いかちょっとわかりませんが、その辺はつきりお聞きしたいと思います。

それとの関連でしょうけれども、今回認定する理由ですね、これについてお聞きをいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

この道路につきましては、平林地区の基盤整備におきまして、もともと里道と以前は呼んでおりましたが、そういった国有地等のつけかえにより出され、その基盤整備の中で一応管理をされておりました。そういった中で、当分の間、この利用をされておったわけですが、その後、キャンプ場ができて、キャンプ場利用もなされるようになっております。今の段階になったというところによりますと、そういったもともと整備されたものが、そういった基盤整備等の利用というところで整備をされ、その後、情勢の流れで移っていったと、不特定多数の交通が通るような形に移行していった、そういったところから、若干時間はありますが、第一面の整備目的が終わり、現在の公共用道路としての管理に移すというところから現在の申請にしております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

済みません、ちょっと改めてこの町道の認定、この基準があると思うんですよね。それをちょっと御説明願えますか。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

町道におきましては、まず道路法第8条、これが大きいものでございますが、こちらに、

町道で管理する道路については、町長が認定するというものがございます。その中で、認定においては8条2項の規定により議会の議決を必要とするというものがございます。

定義といたしまして、基山町の町道条例によりまして、公道に接道する4メートル以上の道路というものがございます。今回、起点・終点とも町道に接しておりますので、こういった条件を満たすと。

もう1つあるのは、大きな点として不特定多数の交通があるというところになります。今回、最終的に町道につながって、福岡側につながる町道が抜けておりますので、不特定多数という判断をいたしております。長葉山線という町道が福岡県のほうまで抜けておりますので。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

今回のこの町道認定の路線は、のり面も結構あるんじゃないかなと思うんですよね。そのあたりはどういうふうな取り扱いになるのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

道路につきましては、大きいのり面、U字溝が道路の側溝側にございまして、側溝よりのり面側の民地の農地ののり面ということになっております。また、図面左側が農地ののり面、図面右側も同じように道路の側溝がございまして、そちらにつきましては私有地の山林というところで、一部のり面はございますが、通常の道路程度ののりの大きさというところで考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

あの道路、夏場付近になってきますとかなり生い茂って、隣の山林から木々が来ます。今回、町道認定するに当たって、そのあたりの管理の取り扱いとかというのはどのように——変化するのかわからないのか、それとも今までもやっていたということなのか、そのあたりを改めて聞かせてください。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

道路と認定させていただいたときには、当然、道路管理者として車の通行に支障がないような木の伐採はいたしますが、ただ、この木につきましては山林と民地からの木、通行に支障になるような樹木となりますと、まずはそういった民地の方に管理をお願いするという中で、通行に危険を生じる場合は、緊急的にこちらでやりながら、また所有者の方をお願いをしていくというやり方をとっております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第13号に対する質疑を終結します。

日程第16 議案第14号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第16. 議案第14号 基山町と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する協議についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第14号に対する質疑を終結します。

日程第17 議案第23号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第17. 議案第23号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。久保山議員。

○5番（久保山義明君）

追加議案でいただいた議案で、私も先ほど目を通したばかりなんですけれども、基本的に、これは背景を考えると、やはり保育士不足の問題があるのかどうか、まずそれが1点。

それと、この基準を定めることによって該当する事業者もしくは公立保育園も含まれるのかどうか、そのあたりをまず御説明ください。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田こども課長。

○こども課長（鶴田しのぶ君）

まず、この改正が出てきた背景ですけれども、議員がおっしゃるとおり保育士不足ということもございます。保育の担い手確保に向けた緊急的な取り組みということで弾力化を図られております。

それから、該当する事業所等ですけれども、補足説明の中でも若干述べましたけれども、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準と、家庭的保育基準等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令ということが国のほうから出ております。これで、児童福祉施設ということで保育所も該当するということになっております。基山町の保育所は認可保育所でございますので、県が認可をしておりますので、県の条例が、この省令が改正されたことによって県の条例も改正されておりますので、必然的に基山町にあります認可保育所等もこの弾力化については該当します。

家庭的保育に関しまして、今、基山町で行っているのは1事業所ですね、ころころ保育園が平成27年度から行っておりますし、平成28年度にはもう1園予定をされておりますので、この2つが該当をいたします。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

わかりました。小規模保育、家庭内保育ということで、ころころ保育園ともう1事業者が該当するということですね。県のほうが、既にもう上位でやっているということなんですけれども、非常に微妙な判断を迫られているというか、要するに子供たちを保育士資格を持たない人に預けるという形になるんだと思います。それを町としても認めるという、これは非常にある意味重たい決断をしなきゃならないかなというふうに考えています。

そしてまた、その判断を、最終的に保育士免許を持たない方は町長が認めるということになっています。恐らく何らかの、いろいろ方法があって最終的に町長の決裁になるんだと思うんですけれども、この重い決断をやはり町としてやらなければいけないのかどうか、非常に難しいんですけれども、現在、基山町としても上位法に基づいてこれはやるべきというこ

となのかどうか、そのあたりをちょっと聞かせてください。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田こども課長。

○こども課長（鶴田しのぶ君）

今回の条例というか、特例については、国としては従うべき基準というふうに言ってきておりますので、これは従わさせていただきたいと思っています。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

これは何年前やったのですかね、私も一般質問でやってとか、もちろん条例改正をやって、相当の量出されまして、相当議論をやったところです。非常に問題があるというふうに感じておりますが、現状どうなのか。認可保育所、先ほど言われました、たんぽぽところかな、全部保育士資格を——違うんですかね、保育士資格を持ってある方がやられていると私は思うんですが、現状はどうなんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田こども課長。

○こども課長（鶴田しのぶ君）

現状は今、保育士で当たっていただいております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

それを保育資格は要りませんよということなんですよね。非常にさまざまな事故が心配されます。いや、短時間だからいいんじゃないか、もう1人保育士がいるからいいんじゃないかというような問題ではないんじゃないかというふうに、私は非常に後退であるというふうに感じておるところです。

ぜひともですね、このことによって確かにこういう狙いは一定解消されるとは思いますが、やはりいとも簡単にこのことを当てはめてやっていくということがあってはならないと私は思うわけですが、そこで、もしわかればですが、動きとしてはどのような動きですか。こういう保育士の資格を持たない人を充てるという動きになっていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田こども課長。

○こども課長（鶴田しのぶ君）

これにつきましては、あくまでも特例です。子供の、ここでちょっと例えを出させていただきますけれども、1歳児6人に対し保育士1人というふうな形になっております。これが、例えば保育所が1歳児5人の子供を預かるとしましたら、保育士は1人でいいわけです。それに今まではプラス1が保育士という形で考えておりましたけれども、ここの合計、小規模で考えましたら、その合計数、そういうふうな基準に応じて出した保育士プラス1という形がっております。プラス1を配置しておりました。

さっき言いましたように、1歳児を5人とした場合1人、そして1というふうな考え、この1になったとき、1人に保育士の数がプラス1の前の1になったときにしか、これで保育士の資格を持たない方を配置することが認められるというふうな弾力化なので、今の段階では合計数が、子供が7人でしたら保育士は2必要となりますので、ここでは特例はつかないということになりますので、なかなかそういう場合というのが出てこないのではないかなと思いつつも、その対応はしていかななくてはいけないと思っています。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

1つ確認です。第8条のところですが。

当分の間ということですが、先日、教職のことでは、この免許の申請を忘れたと、大学で単位は取ったけどという先生が、学校の先生として何十年間かやられて問題になったところがありましたが、そういうのとは利用方法が違うにしても、免許を有する者と書いてあるけど、これは免許提示をこの採用をもしされるときに求められますか。それとも、学校でまた、そういう形で教えた子供が単位を取るとか、そういうのじゃないから、とりあえず、単位は取っているけど、申請を忘れて免許が手元にないって、ああいうような方というのは、どういうふうに——あれはめったにないことですが、この辺のところの提示までしっかり求めるのかということ、そこをちょっと確認させてください。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田こども課長。

○こども課長（鶴田しのぶ君）

免許を有する者という形ですので、提示はしていきたいと思います。

ただ、先ほど言われたように、免許の更新を行われていない方を含めるのかというと、必要な更新を行っている者に限ると国のほうは示しております。保育を行う上で必要な研修を受講することが望ましいとなっておりますので、県のほうもそういう研修は行っていくものだと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第23号に対する質疑を終結します。

日程第18 同意第1号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第18. 同意第1号 基山町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

なお、本件については本人が議場に在籍ですので、本人の退場を求めます。

〔酒井総務企画課長 退場〕

○議長（鳥飼勝美君）

同意第1号を議題とし、本案に対する質疑を行います。大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

先ほど町長より説明はございましたけど、2年間御一緒されたということでの信頼、それから真面目な方という表現がございましたけど、ほかにも何かございませんか。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、役場内のいろいろな知識が非常に豊富であるということと、非常にすばらしいリーダーシップ、役場の職員の上に立つリーダーシップをお持ちだというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、同意第1号に対する質疑を終結します。

ここで本人の入場を求めます。

〔酒井総務企画課長 入場〕

日程第19 議案第24号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第19. 議案第24号 基山町道路橋梁補修工事請負契約についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

工期がですね、もう3月に入っておりますけれども、議決しても工期が今月いっぱいになっておりますけど、この工事は本当に今月中にでき上がるもののでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

工期につきましては、議会の議決をいただくのは金額と施工会社というところとなっておりますので、今回の契約をいただきまして、また繰り越しのお願いをしております。この繰り越しの承認をいただいたときに変更させていただきたいと思っております。これにつきましては、約4カ月ほどを予定しております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

繰り越しということですが、これは私の感じですけど、何かこうおくられているんじゃないかというような感じが非常にしております。けやき台の同僚議員も含めまして待つてあると。3月、今度の土曜日ですか、一部開通と。それもちょっと説明していただきたいんですが、全部この町道部分というか、今回の工事を含めて、完成して町民の方に供用できるというか、提供していくことができるというのは、はっきりここで示されますか。何月からはできるということが言えますか。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず第1点目の、でき上がるというところは、これは駅舎のほうのバリアフリーの部分でございませう。今回お願いしているのは、駅舎とまた基山町の所有する自由通路に階段がございませうので、この階段のバリアフリー化というところをお願いをしております。

内容につきましては、当然目標といたしまして約4カ月の工期をもって行うところでございますが、今回も若干の、この時期になったというところもJR側の高圧配線なり、高圧電力ケーブルなり、そういった営業側で御利用されている部分もございませうので、その辺とすり合わせをする中で若干の設計に期間を要したものでございませうので、今回も工事等発注する私どもとしては、当然、御利用される皆様は待たれておりますので、努力をしっかりと目標に向けて完成させたいと思っておりますが、想定外の事故もあると考へますので、このところでは私どもの考へとしてお伝えをさせていただきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようございませうので、議案第24号に対する質疑を終結します。

ここで2時55分まで休憩します。

～午後2時43分 休憩～

～午後2時55分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

日程第20 承認第1号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第20. 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようございませうので、承認第1号に対する質疑を終結します。

日程第21 承認第2号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第21. 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）を議題とし、本案に対する質疑を行います。重松議員。

○9番（重松一徳君）

承認第1号も承認第2号も、これは早い話がマイナンバー制度を利用しないという形なんです。12月議会では、本当すったもんだしながら、マイナンバー制度のこの条例を制定して、年も明けない12月28日に専決処分をされた。これはなぜこういうふうになったのか、説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

平野税務課長。

○税務課長（平野裕志君）

まず、税条例のほうでいきますと、12月の改正におきまして、申請書等に個人番号、マイナンバーを書いていただくというふうな条文の改正を行っております。12月末の専決処分で行いました改正につきましては、それらの一部について記載を求めないということで、個人番号という表現の削除になっておりますけれども、年末に出ました税制改正大綱の中でうたわれている表現で申し上げますと、申告等の主たる手続とあわせて提出され、または申告等の後に関連して提出されると考えられるような書類については省略をしますというか、負担軽減の意味で記載を求めませんというふうな趣旨のことが書かれております。例えば申し上げますと、サラリーマンが、例えば事業所のほうに扶養の申告のときとかは個人番号の記載、あと提示を求められますけれども、そこで一旦把握をされて、事業所側からは給与支払い報告書という形で市町村のほうには報告があります。それをベースに個人住民税を課税していくというふうになりまして、御本人さんからすると、そこで一旦、個人番号の提示をやっていると。今回の税条例で記載を求めないこととしている分で、第51条の分につきましては町民税の減免の申請書のことをうたっております。本人さんからしますと、一旦個人番号をそこで提示をしておりますので、同じことを二度求めないというふうな趣旨でその分が削除になっているという状況でございます。ですので、全く求めないというわけではございません。（「国民健康保険についても説明してください」と呼ぶ者あり）

○住民生活課長（安永宏之君）

国民健康保険についても同様でございます。国民健康保険税の減免申請をするんですけども、その前段に個人番号をもとに課税をされてあるという分についての減免申請ということですので、割愛されたものと理解しております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

じゃ、今言われた2つだけですか。ほかにも、例えば個人番号の提示を求めたけれども、今回もう求めなくていいというのは、今言われた2つだけですか。ほかにはありませんか。

○議長（鳥飼勝美君）

平野税務課長。

○税務課長（平野裕志君）

税条例に関してはこの2項目です。あと、国保の条例に関してもこの1項目になります。それ以外の部分で、もちろん国税絡みの分もありますので、項目としてはあるんですが、町のほうで整備をしている例規でいいますと、この国保まであわせて3件の分になります。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

国保の専決処分の分ですね。

3点ほど、「わかれば」も含めましてお聞きをいたします。

今回、個人番号を書かんでよかですよというふうになる減免についてですけども、申請減免の部分かなと、法定減免かなと、どっちなのか。申請減免なのかなと思いますが、まず、この説明をお願いしたいと思います。

それと2点目に、これもわかればですが、平成27年度、もしくは26年度でも結構なんですけど、申請減免の件数、何件なのかですね。そうすると、法定減免は自動的に役場でするわけですけど、申請減免のほうの町民の方へのお知らせ、これの徹底が必要だというふうに私は感じもしているんですけど、どのようにしているのか。この3点、お願いしたい。

○議長（鳥飼勝美君）

ちょっとそれは議題とは直接関係ない——平野税務課長。

○税務課長（平野裕志君）

個人番号の記載を求めないとしているのは、申請減免の分でございます。

それと済みません、実際の減免の実績件数というのは今手元にないので、件数を申し上げられませんが、平成26年度は1桁ですけど数件ございました。

周知の方法ですけども、軽減の話とかは6月に各個人さんに送付します納税通知書に同封をしておりますし、減免の話はホームページのほうには簡単にですけど掲載をしております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

今、申請減免ということですから、申請がなければ減免しませんよという内容なんですね。ですから、そういう面もあって、もちろん該当者も少ないということなんでしょうけれども、数件と。これはどこの自治体でもそういうふうな状況のようですが、私は……

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員、この議案とは直接関係ありませんので……

○12番（松石信男君）続

この減免の周知ですたいね。（「減免制度、関係ないですよ、これ」と呼ぶ者あり）いやいや、減免制度……

○議長（鳥飼勝美君）

いや、違う。この議案とは直接関係ありません。補正予算のところで……

○12番（松石信男君）続

いや、これ大事な部分ですから。さっき、あれですということなんですけれども、やはり親切にやはり周知する必要があると思うんですよ。私は今までも何回か提案してきたんですけども、国民健康保険証をするときに、あれに申請減免についてもやはり載せると。載っていないんですよ。これがやはり必要と思うんですが、担当課長、どうでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

平野税務課長。

○税務課長（平野裕志君）

減免につきましては、例えば納付の相談とかで窓口に見えたときにはきちっと説明をしておりますし、そういった減免の制度がありますよというのは納税通知を送る際に文書の中で表現できると思いますので、そのように努めていきたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、承認第2号に対する質疑を終結します。

日程第22 承認第3号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第22. 承認第3号 専決処分承認を求めることについて（平成27年度基山町一般会計補正予算（第5号））についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の37ページをお開きください。末次議員。

○3番（末次 明君）

こちらのほうは先月の全協のほうでも説明を受けましたけれども、大雪によるビニールハウスの倒壊の撤去費用ということでしたけれども、実際現場を見ますと、既に撤去されたビニールハウスのパイプ等については処理されております。しかしまだ役場の西側の空き地のほうには撤去してきた……

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員、今37ページの総括の表のことをございますので、内容については事項別に移って、そのときに御質問ください。

○3番（末次 明君）続

はい、わかりました。

○議長（鳥飼勝美君）

次に行きます。

38ページ、歳入歳出予算補正。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

39ページ、同じく歳出、ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

それでは、事項別明細書、第5号をお開きください。専決処分の第5号です。事項別明細書、3ページをお開きください。

歳入、16款。寄付金、1項。寄付金、3目。総務費寄附金4,000万円、これについて御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次4ページ、繰入金、財政調整基金繰入金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

5ページ、歳出、総務費、総務管理費、ふるさと応援寄附金費、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

6ページ、衛生費、環境衛生費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

7ページ、商工費、観光費。末次議員。

○3番（末次 明君）

そのビニールパイプ撤去ということですが、実際現場を見ますと、ビニールパイプは既に現場では撤去されております。しかしまだ、役場西側の空き地には、撤去されたビニールパイプがそのまま置かれております。

それで、この撤去費用ということで予算を組んだ分の、具体的に何に使われたのでしょうか。あるいは、何に使われるのでしょうか。

それともう1つ、どこにお支払いをされるのでしょうか。ちなみに、ボランティアに出られた方は弁当、お茶が出ております。わかる範囲でお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

まず、今の御審議は専決処分の分だと思いますが、撤去費用等につきましては補正予算のほうで計上させていただいておりますけれども、答えてよろしいですか。

○議長（鳥飼勝美君）

この専決処分の撤去費の分は補正予算のほうで入っているそうですので、補正予算のときに。

それでは、7ページ、観光費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

8ページ、農林水産業施設災害復旧費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

9ページ、公共土木施設災害復旧費。久保山議員。

○5番（久保山義明君）

11節の需用費、融雪剤。これは、町民の方からも公道に関する除雪が非常に遅かったんじゃないかという対応についての御指摘を受けましたけれども、その後、融雪剤も各区公民館に置かれたと思っています。このときの対応というのは非常に難しかったと思うんですけども、結果的に融雪剤は、それぞれの公民館に配置した、要するに何か凍っている場所があったら使ってくださいということで配置をされたというものだけでしょうか。そのほか、別にどこに置いたか、あと、これをいつまで置いておくのかとかいうのがもしわかれば教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

融雪剤につきましては、各区に置かせていただきましたのは、確かに除雪のほうが予想以上に時間がかかりましたので、急ぐ方は使われてくださいというところと、地域の方が利用する公民館ですので、必要であれば使ってくださいというところで、前の道路等の融雪をするということで置かせていただきました。これについてはまた建設課のほうで回収をしております。道路については回収を始めておりますので、公民館についても、雪が降る時期を過ぎてまいりますので、回収してまた来年度にも利用したいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

この融雪剤を置くというタイミングが非常に難しいと思いますけれども、どうでしょう、来年度あたりから、ある程度の時期を見たときに、やはり前もって対応するということが可能ではないでしょうかと思いますけれども。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

今回のは、近年にない想定を超える大雪でしたので、来年からはこの経験を踏まえて、そういった事前準備にもある程度の余裕を持ってやっていきたいというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、承認第3号に対する質疑を終結します。

日程第23 議案第15号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第23. 議案第15号 平成27年度基山町一般会計補正予算（第6号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の40ページをお開きください。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

41ページ、歳入歳出予算補正。41ページ、42ページ、歳入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、歳出、43ページ、44ページ。

第2表 継続費の補正、45ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

第3表 繰越明許費、46ページ、47ページ。久保山議員。

○5番（久保山義明君）

繰越明許費の46ページ、2番にあります基山町イメージキャラクター活用推進事業、28万9,000円。まず、この説明をお願いします。

それと、なぜ繰り越しになったのか、このあたりもあわせてお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

これにつきましては、12月議会で補正予算として計上させていただいたところですが、計上しましたその中身としまして、委託費と、それと商標登録がなったときのその費用ですね。その2つから成っております。それで、3月までに執行として、委託につきましては結びますけれども、まだ商標登録ができるかどうかというのは年度明けになりますので、その意味で、登録がなった先にかかる経費分を繰り越しをさせていただいているところです。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。48ページ、第4表 地方債補正。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、事項別明細書に移ります。

第6号の事項別明細書は3ページをお開きください。

3ページ、歳入、1款. 町税、町民税、法人。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

4ページ、町たばこ税。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

5 ページ、地方交付税。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

6 ページ、分担金及び負担金、1 目、2 目。

○議長（鳥飼勝美君）

7 ページ、使用料及び手数料、土木使用料。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

8 ページ、使用料及び手数料、総務手数料。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

9 ページ、国庫支出金、国庫負担金、1 目、2 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

10 ページ、13 款。国庫支出金、国庫補助金、1 目、2 目、4 目、6 目、8 目。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次行きます、11 ページ。

14 款。県支出金、県負担金、1 目、2 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

12 ページ、14 款。県支出金、県補助金、2 目、3 目、4 目、6 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

13 ページ、県支出金、委託金、1 目、6 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

14ページ、15款. 財産収入、利子及び配当金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

15ページ、15款. 財産収入、物品売払収入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

16ページ、16款. 寄付金、1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

17ページ、17款. 繰入金、財政調整繰入金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

18ページ、19款. 諸収入、雑入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

19ページ、20款. 町債、5目、7目、8目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

それでは、歳出に移ります。

20ページ、議会費、1目. 議会費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

21ページ、総務費、総務管理費、一般管理費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

22ページ、総務管理費、2目、3目、4目、5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

23ページ、総務費、総務管理費、企画費。河野議員。

○8番（河野保久君）

13節の委託料、地方公共団体情報セキュリティ強化対策というのは、具体的にどのような対策なんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

これにつきましては、総務省が地方公共団体の情報セキュリティ強化対策ということで、サイバー攻撃が今非常に巧妙化して、地方公共団体もですけど、企業も情報が流出しているというような状況になっています。このため、総務省においてもマイナンバー法等の施行もありますので、補助金を交付して、その対策に乗り出すものでございます。

まずは、機械利用の二要素の認証、指紋とかそういう二要素の認証。それから、LGWANとインターネットの分割。それから、メールのLGWANとインターネットのメールの分割等をするということで、情報漏えいに対するセキュリティ強化をするということで、平成26年度の繰り越し事業で総務省が掲げているものでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次に行きます。

24ページ、同じく総務管理費、7目、8目、11目、14目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

25ページ、総務費、徴税費、1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

26ページ、総務費、戸籍住民基本台帳費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

27ページ、選挙費、選挙管理委員会費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

28ページ、統計調査費、指定統計費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

29ページ、同じく監査委員費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

30ページ、民生費、1項、社会福祉費、1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

31ページ、同じく社会福祉費、国民年金費、4目、5目、6目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

32ページ、民生費、児童福祉総務費。33ページまで、2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、34ページ、衛生費、保健衛生費、1目、3目。35ページ、4目まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

36ページ、衛生費、2目、3目。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

し尿処理費関係ですね。先ほど説明があったかなとは思ったんですが、し尿処理費の陸送費の負担金が242万円追加と。これを説明してください。

○議長（鳥飼勝美君）

安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

通常の一般家庭のくみ取りの分と、浄化槽からの排出の分とありますけれども、そちらの量のほうが、一般家庭からのほうが25万リットル。それから、浄化槽のほうが約35万リットル

ルふえたために陸送費の負担金がふえております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

ふえたからでしょう、それは当たり前でしょうけれども、その理由とといいますか、それはたくさんするけんくさいと言われればそれまでですが、把握しておられれば、例えば平成26年度と比べてちょっとふえているとか、いろいろあるかもしれませんが、その辺、もしわかれば。

○議長（鳥飼勝美君）

安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

浄化槽のほうはちょっとわかりませんが、本桜とけやき台なんですが、普通の一般の分については、高速の仮設トイレが設置されるとかなりあそこから出るということでございます。それと、各イベントとかで、そっちのほうは仮設トイレのほうになりますけれども、そういった仮設トイレのくみ取りがふえていますということは業者のほうから聞いております。一般家庭の分も、恐らくそれだけじゃなくてふえているんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

37ページ、農林水産業費、農業費。末次議員。

○3番（末次 明君）

先日の大雪で、撤去費用ということで補正していただきましたけれども、実際現場のほうは既に撤去されておりますが、まだその庁舎西側には、撤去された鉄パイプですか、残されております。それについて、今回補正していただいた分は、どのような支出をされるんでしょうか。具体的にわかる範囲でお知らせ願います。例えば、私たちボランティアに出た人はお茶、それから弁当等が出ているんですけども、その支払われた先を、わかる範囲で回答願います。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

今回の補正予算として計上させていただいています、施設園芸等被害対策事業費補助金、これは、県が今回2月補正で上げておりますものに沿いまして計上しているものでございます。

今、議員お尋ねの分につきましては、今回の県の補正予算の対象項目に挙がっておりませんので、その分につきましては、今回町の交付要綱でございます農林水産業の振興に寄与する団体等に対する補助金というのを使いまして、20万円を予算化させていただきまして、それを、農協を事業主体として交付するということにしたいと考えています。その中にあるのは、今、議員おっしゃいましたように、ボランティアに対する弁当代であったり、それとボランティア保険、それと資材等の処分費、そのあたりが、もちろん補助対象と認められるものに対しての分を補助しようという考えでおりますけれども、そのような対応をしたいと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

同じく3目の19節、施設園芸被害対策補助金ですけれども、これは、県が2分の1、そして市町に関して10分の1以上になっていたと思います。結果的に、基山町はこれは10分の1で決定されかどうか、確認をさせてください。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

まず、県の予算組なんですけれども、2つに分かれておりまして、被災ハウス撤去事業とハウス再建業でございます。それで、今、議員おっしゃいましたのは、10分の1というのはハウス再建事業のほうでございます。ハウス撤去事業につきましては、市町は2分の1ということで義務負担になっております。それで、今回予算計上しましたこの積算根拠につきましては、2月2日に被災された農家の方にお集まりいただきまして、再建の意向をお尋ねしております。それで、全体としまして六千三百五十数平米分が再建をしたいという意向でござ

ございましたので、まず、6,500平米を基礎としまして、撤去に係る標準事業費、これにつきましては10アール当たり50万円、それと、再建に関しまして建てかえ費が540万円を先ほどき6,500平米に掛けまして、県に対して今回の要求として計上をさせていただいております。それで、ここは10分の1以上というところで県は義務負担としておりますので、考え方としては10分の1以上と考えておりますが、予算計上に当たっては10分の1という形で計算をしているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

10分の1以上ということですが、ちょっと気になるのが近隣市町の状況ですね。近隣市町で、10分の1以上ということで10分の2出される自治体があって、基山町だけ10分の1ということはやはり避けたいなというふうに思っていますけれども、近隣の状況がわかれば教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

今現在、十分に情報収集しているわけではございませんけれども、先週初めぐらいの情報であれば、ほとんど10分の1以上ということではそろっていると思っております。（発言する者あり）済みません、言葉が若干足りないので、ほぼ10分の1だと考えています。ただ、予算の執行段階において10分の1以上というその「以上」をつけておりますのが、先ほど言いましたように、積算根拠としての6,500平米は撤去費用にもかけているところでございます。それで、先ほどの末次議員からのお尋ねにもかかわるところなんです、ボランティア等でそこを撤去しておりますので、この撤去に係る費用をそのまま執行するかというところではなくて、残額が出ると思っております。ただ、今回、御議論の中で予算化させていただいた先に、例えばなんですけれども、今回、県とのやりとりの中で、被災したハウスにつきましては21ミリパイプが多かったんですけども、31ミリまでのその分を認めていただきました、復旧に当たって。機能強化分を復旧に当たって認めていただいています。できるだけ多くの農家の方に、この機に31ミリパイプにさせていただきたいと考えているところなんですけれども、その際に、やはり21ミリより31ミリのほうが農家負担もふえるわけですので、

若干撤去費用で、もしもそこが余ったとして、適正な考え方の中で、その増額する部分として10分の1以上の中で機能強化分をしていただけるとすれば、総合的に考えたいなというふうに思っておりますので、あえて、「以上」というような言葉遣いをさせていただいています。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

議会のほうに、平成28年1月23日から25日、大雪被害に関する要請書という形で、議会のほうにもこの要請書が出ていましたけれども、まず、これが町のほうにも出たのかというのがまず第1点です。

それから、先ほど県の補助が2分の1、それから町のほうから10分の1——これは義務というふうになっているんですね——説明がありました。それでも、農家負担が10分の4あるという形で、簡単に計算しても、やっぱり全体で2,000万円以上が農家負担になってくるといときに、再建したいけれども、この負担がやっぱりきついという場合、何らかの貸し付けとか、そういうのを、これは農協がすることと言われればそうかもしれませんけれども、町として、再建を目指すために、無利子の貸し付けとかそういうのがあればいただきたいというのもあります。

それからもう1つは、今後の手当てがどうなっているのかというのがちょっと私もわかりません。先ほど、アスパラは——これは午前中の議論の中でも、アスパラはあんまり人手がかからないと、高齢者でもできるんだというふうなのがちょっとありましたけれども、実際私もアスパラをしている方を何人も知っているんですけども、とてもじゃないけれども、体力的にも大変きつい仕事なんですね。そしておまけに、アスパラはビニールハウスでしていますから、やっぱり病害虫対策とか、あとカビとか、いろんところで物すごくやっぱり神経使ってする仕事で、朝は早くから夜遅くまでという中では、なかなか高齢者に逆に物すごく負担がきて、やめたいというところも今出ていますね。それで、言うように、若い人が後を継いでもらえればというのも条件としてあるんだろうと思いますけれども、こういうところに対しての手だてですね。それこそ7区にもビニールハウスでアスパラをされている方がいらっしゃって、そこには青年が——けやき台の青年だと思いますけれども、来てから、働かれて、その分一緒に今されたりしてはいますけれども、そういうところに対しての就労成

年者に対しての、町としての何か手だて、そういうところがあれば教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

まず、要望書ですけれども、議会と同日付で町のほうにも出ております。

それと、今後なんですけれども、3月11日に今回の県の補正予算につきましての説明会が行われますので、それを受けまして、改めまして被災された農家の方にお集まりいただいて、実際の意向をお尋ねしたいというふうに考えています。その中にあっては、やはり議員おっしゃるとおり高齢の方で、これを機にやめたいとかおっしゃる方もいらっしゃると思いますので、そういう方であっても、できるだけ今、青年就農者のこともおっしゃいましたけれども、利用権設定等で、その農地が有効に活用できるような形にしていきたいというふうに考えています。

それとアスパラに関しましての作業、労力の分がどうかということですが、中腰になって、やはり毎日作業を行わなければいけませんし、アスパラについては、特に作物の中でも目立ちの伸長というのが早いものですから、1日それを取り損なえば、やっぱり出荷企画に合わないようなことになりますので、それは毎日の作業になりますから、大変なことだろうとは思っています。

それで、青年就農者等の関係なんですけれども、今回改めまして1名の青年就農者給付金をお願いしているところがございますが、この間、基山町のほうに新規青年就農者として就農したいという希望のところを何件か対応しているんですけれども、施設園芸等の希望が多いというのも事実でございます。それで、もう高齢になってやめたいとかいうところについては、役場が間に入りまして、もちろん農業委員会もなんですけれども、仲介をいたしまして、その施設を譲り受けるような形で就農をいただいているようなところがございます。今後とも、そういう形で進めていきたいと思っています。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。

39ページ、農林水産業費、林業費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

40ページ、商工費、1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

41ページ、土木管理費、土木総務費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

42ページ、土木費、道路橋梁費、1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

43ページ、土木費、都市計画費、1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

44ページ、下水道費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

45ページ、土木費、住宅管理費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

46ページ、9款、消防費、2目、3目。久保山議員。

○5番（久保山義明君）

3目の消防施設費で、関連で質問をいたします。

先日、本部落格納庫を見させていただいたら、総務省の消防庁という車が入っていました。

あれは、どういったものなのでしょう。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

軽の消防庁の車につきましては、もう1年以上になるかと思えますけれども、出初式とかも、入隊団式とかも持ってきておりますけれども、無償貸与で消防庁から、あれは1,200万円ぐらいするんですけれども、無償で当たったというか、申請を出しましたら基山町が消防活動が優秀ということで貸与をいただいたということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

中身。

○総務企画課長（酒井英良君）続

中身は、搬送車ということで、中にはポンプからチェーンソー、それからいろんなものが入っております。本部が出動したときに、一緒に2台で行っております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

大変失礼いたしました。私もこの間初めて見たような気がしてですね。あれは、18節の備品購入費では全然ないということですよね。町の備品でもないということで、ちょっと確認だけ。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

議員のおっしゃいますとおり、町の備品ではございません。貸与品ですので、備品ではございません。

○議長（鳥飼勝美君）

次行きます。47ページ、教育費、1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

48ページ、小学校費、1目。大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

その1の15の工事請負費3,261万6,000円のこの横の説明の数字の明細はありませんけど、トータルで書かれたのは。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

工事費で一括で上がっていますがけれども、具体的数字で申し上げますと、エアコン設置工事の関係では、マイナスの34万6,000円。それと、基山小学校屋内吊り天井撤去工事のほうで3,296万2,000円でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次行きます。49ページ、小学校費、小学校振興費、3目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

50ページ、中学校費、1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

51ページ、社会教育費、1目、2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

52ページ、教育費、社会教育費、4目、5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

53ページ、同じく教育費、保健体育費、1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

54ページ、教育費、幼稚園費、1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

55ページ、諸支出金、1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

56ページ、予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第15号に対する質疑を終結します。

日程第24 議案第16号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第24. 議案第16号 平成27年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の49ページをお開きください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

同じく50ページ、第1表 歳入歳出予算補正。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

51ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

それでは、事項別明細書、3ページをお開きください。

歳入、国庫支出金、国庫負担金、2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

4ページ、県支出金、県負担金、1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

5ページ、県補助金、財政調整交付金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

6ページ、共同事業交付金、1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

7 ページ、他会計繰入金、一般会計繰入金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

8 ページ、町預金利子。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

9 ページ、雑入、1 目、3 目、4 目、5 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、10 ページ、歳出、総務管理費、一般管理費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

11 ページ、2 款、保険給付費、1 目、3 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

12 ページ、高額療養費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

13 ページ、共同事業拠出金 1 目、2 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

14 ページ、特定健康審査等事業費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

15 ページ、保険事業費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

16ページ、基金積立金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

17ページ、予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第16号に対する質疑を終結します。

日程第25 議案第17号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第25. 議案第17号 平成27年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の52ページをお開きください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、53ページ、第1表 歳入歳出予算補正の歳入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

54ページ、同じく歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

それでは、事項別明細書、3ページをお開きください。

歳入、後期高齢者医療保険料、普通徴収保険料。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

4ページ、一般会計繰入金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

5ページ、後期高齢者医療広域連合納付金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第17号に対する質疑を終結します。

日程第26 議案第18号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第26. 議案第18号 平成27年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書55ページをお開きください。56ページまでです。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

それでは、基山町下水道事業会計補正予算書に関する説明書、1ページ、2ページ、収益的収入及び支出です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

6ページ、資本的収入及び支出、収入。7ページが支出。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

9ページ、平成27年度基山町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

10ページは給与費明細書です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

最後までありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第18号に対する質疑を終結します。

日程第27～30 議案第19号～議案第22号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第27. 議案第19号から日程第30. 議案第22号までを一括議題といたします。

ここでお諮りします。議案第19号 平成28年度基山町一般会計予算、議案第20号 平成28年度基山町国民健康保険特別会計予算、議案第21号 平成第28年度基山後期高齢者医療特別会計予算、議案第22号 平成28年度基山町下水道事業会計予算について、予算特別委員会に付託することについて異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異議なしと認めます。よって、議案第19号から議案第22号までを予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

日程第31 報告第1号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第31. 報告第1号 基山町土地開発公社の事業報告についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、報告第1号に対する質疑を終結します。

以上で質疑の全てを終結します。

日程第32 委員会付託

○議長（鳥飼勝美君）

日程第32. 委員会付託を議題といたします。

ただいまより議案付託表を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔議案付託表配付〕

○議長（鳥飼勝美君）

ただいま議案付託表を配付しましたが、配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

お諮りします。会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、議案付託表記載どおり、これを総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会、予算特別委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

本日の会議は以上をもって散会といたします。

～午後 3 時44分 散会～